

## 令和7・8年度 物品等競争入札参加資格審査 更新申請（定期）の手引

- **受付期間** 令和6年9月10日（火）～令和6年11月29日（金）
- **対象** «更新申請» 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムの令和5・6年度名簿の「物品等」入札参加者名簿に登録のある事業所
- **申請方法**

競争入札参加資格申請受付システムから申請データを入力送信、案内に従って、提出書類をシステムに添付の上、送信してください。（原則、郵送不要・持参不可）

### 【申請画面へのアクセス方法】

- ① 埼玉県ホームページのトップ画面を開き、「埼玉県電子入札総合案内」をクリック。
- ② 「システム入口」から、「競争入札参加資格申請受付システム」をクリック。
- ③ 業務区分で「2 物品等」を選び、「3 ログイン」をクリック、  
申請年度を「令和7年・8年」を選択、ユーザID、パスワードを入力して「送信」。
- ④ 「更新申請書作成」をクリック、現在の登録内容が表示された「申請画面」になります。

### 【共同受付参加自治体】（50音順）

【県】埼玉県

【市(30市)】上尾市 朝霞市 春日部市 加須市 川口市 川越市 北本市 行田市 久喜市  
熊谷市 鴻巣市 越谷市 さいたま市 坂戸市 狭山市 志木市 白岡市  
秩父市 所沢市 戸田市 蓮田市 羽生市 東松山市 日高市 深谷市  
富士見市 ふじみ野市 本庄市 三郷市 吉川市

【町(14町)】伊奈町 小鹿野町 神川町 上里町 川島町 長瀬町 鳩山町 美里町 皆野町  
三芳町 毛呂山町 横瀬町 吉見町 寄居町

問い合わせ先 メールでお問い合わせください。

制度に関すること（共同受付窓口） 定期申請専用（9月10日～11月29日まで）

メールアドレス a5770-09@pref.saitama.lg.jp

電話：048-711-5676（平日9:30～16:45（11:45～13:00を除く））

パソコン操作、システムに関すること（埼玉県電子入札ヘルプデスク）

メールアドレス a5770-07@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-2263（平日 8:30～17:00）

## ●目次●

申請の流れ	3頁
1 競争入札参加資格審査について	5頁
名簿に登録できない（申請できない）者／格付の審査・埼玉県の格付審査について ／審査結果・埼玉県の発注標準について・所在地区分について	
2 令和7・8年度申請について	8頁
共同受付参加自治体／申請期間／入札参加資格の有効期間／電子申請について／審査結果 ／申請に当たっての注意事項	
3 申請を始める前に	10頁
申請の種類を確認／システムで令和5・6年度名簿の登録内容を確認／申請の内容 を変更する場合／提出書類を準備する／パソコンの準備をする・システムに入力できない 文字について	
4 申請を始める～申請データを修正入力	17頁
書類を準備する・書類の名前の付け方／システムへのログイン／一時保存の方法と 入力再開の方法／申請項目を変更する	
5 申請データの確認・送信する	31頁
申請データの確認・送信する／「受付票・データ申請登録確認」を印刷／添付書類の送信 を忘れずに	
6 添付書類を送信する	33頁
書類の送信前に／書類の準備／書類のアップロード・送信する	
7 審査結果を確認する	40頁
審査結果通知書を確認／登録内容を変更する場合	
8 名簿登録後の注意事項	41頁
電子証明書の取得・利用者登録／変更申請が必要な事項／パスワードの管理 ／報告が必要な事項／競争入札参加資格の取消し等	
9 提出書類一覧	43頁
必ず提出する書類／申請の内容によって提出する書類／申請自治体によって提出 する書類	
10 自治体別提出書類早見表	46頁
物品等競争入札参加資格審査 問い合わせ先	63頁
【巻末資料1】業種表・営業品目一覧	65頁
【巻末資料2】営業許可が必要な業種・営業品目一覧	73頁

# 申請の流れ

競争入札参加資格申請受付システム 運用時間：毎日8時30分～23時00分

## ① 申請の準備・提出書類を画像データ化

詳しくは10ページ

- ・申請する自治体、登録する事業所、営業品目・許可等を確認してください。
- ・提出書類をそろえ、提出書類をPDF化又は画像データ化してください。

## ② パソコンの設定（Microsoft Edge の設定）

詳しくは15ページ

- ・パソコンのブラウザはMicrosoft Edgeを使用します。

## ③ 【電子申請】申請データの修正入力・書類添付・送信

詳しくは17ページ

- ・「競争入札参加資格申請受付システム」に申請データを入力送信してください。
- ・送信後、「登録申請受付票・データ登録確認」を画面コピー又は印刷して保管します。
- ・案内に従って、システムに提出書類を添付して送信してください。
- ・【電子申請入力期間】令和6年9月10日（火）～ 11月29日（金）23:00

## ④ 申請先の各自治体で申請内容を審査・名簿への登録

- ・申請内容・提出書類に不備等がある場合は、申請担当者に問い合わせします。
- ・令和7年3月末に名簿に登録された旨のメールを申請担当者にお送りします。

## ⑤ 審査結果の確認

詳しくは40ページ

- ・令和7年4月7日以降（\*）にシステムで登録内容を確認できます。
- ・「審査結果通知書」を印刷することができます。  
（\*システムメンテナンスのため、日程が変更になることがあります。）

## ⑥ 個別の入札に参加

- ・「入札情報公開システム」で入札希望案件を検索できます。
- ・「電子入札システム」から入札に参加します。

## 令和7・8年度申請の主な変更点

### ①申請可能な自治体が45自治体に増えました（21市町追加）。

新たに、朝霞市、春日部市、加須市、川口市、川越市、鴻巣市、さいたま市、志木市、秩父市、所沢市、戸田市、羽生市、日高市、本庄市、吉川市、神川町、上里町、川島町、長瀬町、皆野町、横瀬町 が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

### ②行政書士の代理申請の場合も、提出書類をWEBサイトにアップロードできるようになりました。

申請データ送信後、案内に従って、すべての提出書類をシステムに添付して送信することができます（送信していただいた場合、郵送は不要です。）。

また、従来どおりメールでお送りいただくことも可能です。

### ③提出書類の一部が省略となりました。

共通書類はすべて押印不要となりました。

（ふじみ野市を登録する場合には、様式5使用印鑑届が必要です。）

### ④様式が変更となっています。新様式を御使用ください。

様式1確認書、様式2委任状、様式5使用印鑑届は、様式も変更しています。必ず新しい様式を使用してください。

### ⑤自治体別書類・納税証明書の取扱いが一部変更となりました。

申請自治体ごとに異なりますので、必ず自治体別書類一覧で確認してください。

# 1 競争入札参加資格審査について

各自治体では、地方自治法施行令第167条の5第1項及び同令第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する資格を定めています。各自治体が発注する物品等の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、事前に各自治体が定める資格の審査を受けることが必要です。

## (1) 名簿に登録できない（申請できない）者

次のいずれかに該当する者は、名簿に登録できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する場合(7ページ参照)  
(同施行令第167条の11第1項の規定に該当する場合も含む)
  - ② 物品の買入れ等に係る入札参加資格等に関する告示（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）11（4）又は（5）に該当することにより、資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者(7ページ参照)
  - ③ 登録・免許・許可等を営業の要件とする営業品目について、必要な登録・免許・許可等を有していない場合
  - ④ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
  - ⑤ 申請時において納付すべき税を滞納している者
  - ⑥ その他、各自治体が個別に定める要件に該当する場合
- ※ 電子申請又は添付書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をした場合、各自治体の規程等に基づき、資格が取り消されることがあります。

## (2) 格付の審査

埼玉県及び越谷市、行田市（業種「建築物管理」のみ）、さいたま市（業種「建築物管理」の一部）が格付を行っています。

各自治体の格付の審査結果等については、各自治体にお問い合わせください。

### 埼玉県の格付審査について

埼玉県では次の項目を審査し、業種ごとにA、B、Cの3等級（Aが最高位）に格付しています。

- ① 売上高
- ② 経営規模【自己資本の額、従業員の数、機械装置（業種「印刷」のみ）
- ③ 経営状況【流動比率、経営資本回転率、従業員一人あたりの売上額】
- ④ 営業期間
- ⑤ 障害者雇用状況、SDGs等の取組状況、ISO9001の認証取得状況

詳しくは、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/buppin0304/r78kakudsukekijyun.html>

### (3) 審査結果

審査終了後、各自治体の名簿に登録されます。

次の項目はシステム（入札情報公開システム）で公開されますので、あらかじめ御承知ください。

- ①契約者の商号又は名称、法人番号
- ②契約者（自治体との契約権限等を持つ方）の役職名、氏名、事業所の所在地、等
- ③登録業種・営業品目
- ④所在地区分
- ⑤企業区分

主たる業種（「製造業その他」、「卸売業」、「小売業」、「サービス業」）ごとに、中小企業基本法に合わせて、「資本金の額」又は「常時使用する従業員の数」に基づいて中小企業と大企業に区分

#### ⑥社会的貢献項目

「障害者雇用状況」、「環境配慮状況」の達成状況

#### ⑦格付結果情報（県のみ）

業種区分ごとにA、B、Cの3等級（Aが最高位）で格付しています。

<参考> 県の一般競争入札では、一般的に次のような項目が参加資格として設定されます。

- ① 「業種又は営業品目」及び「格付」
- ② 所在地区分（管轄内・準管轄内・管轄外）
- ③ 企業区分（大企業・中小企業）

### 埼玉県の発注標準について

埼玉県では入札の執行予定額等に応じて、入札に参加できる格付の標準（発注標準）を定めています。詳しくは、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/pref-nyushin-buppin/hattyu.html>

### 所在地区分について

各自治体は、地方自治法施行令第167条の5の2に基づき、入札参加者の所在地に関する資格を定めています。この区分は自治体によって異なります。

埼玉県では、本社所在地と、契約者の事業所の所在地に応じ、管轄内、準管轄内、管轄外に区分しています。県以外の各自治体の所在地区分については、各自治体にお問い合わせください。

<埼玉県の所在地区分>

区 分	本社所在地	契約者の事業所の所在地
管轄内	県内	県内
準管轄内	県外	県内
	県内	県外
管轄外	県外	県外

**地方自治法施行令第167条の4** （一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

**地方自治法施行令第167条の11** （指名競争入札の参加者の資格）

1 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

**物品の買入れ等に係る入札参加資格等に関する告示**

**（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）**

2 競争入札に参加することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。

## 2 令和 7・8 年度申請について

### (1) 共同受付参加自治体

共同受付に参加している複数の自治体への申請は、一括して行うことができます。

#### 【共同受付参加自治体】（五十音順）

【県】 埼玉県

【市】 上尾市 朝霞市 春日部市 加須市 川口市 川越市 北本市 行田市 久喜市 熊谷市  
鴻巣市 越谷市 さいたま市 坂戸市 狭山市 志木市 白岡市 秩父市 所沢市  
戸田市 蓮田市 羽生市 東松山市 日高市 深谷市 富士見市 ふじみ野市 本庄市  
三郷市 吉川市

【町】 伊奈町 小鹿野町 神川町 上里町 川島町 長瀬町 鳩山町 美里町 皆野町 三芳町  
毛呂山町 横瀬町 吉見町 寄居町

### (2) 申請期間

令和 6 年 9 月 10 日（火）～ 11 月 29 日（金） 23:00 まで

申請期限までに、**申請データ及び提出書類をシステムで送信してください。**

申請データの入力・送信方法は、手引 17 ページから

添付書類の送信方法は、手引 33 ページから

申請の期限に間に合わなかった場合、令和 7 年 4 月 7 日以降に「新規申請(随時)」を行ってください  
(新規申請(随時)の初回の登録は令和 7 年 6 月 1 日です。)

### (3) 入札参加資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、令和 9 年 4 月 1 日以降、引き続き名簿に登録するには、次回の更新申請受付期間中に更新申請を行ってください（次回の更新申請受付は令和 8 年度後半になる見込みです。）。

### (4) 電子申請について

申請は、電子申請となります。申請には、インターネットに接続できる環境が必要です。

使用するブラウザは Microsoft Edge を利用してください。

他のブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome、Firefox 等）では正しく動作しません。

※Microsoft Edge の設定方法

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/edgesettei.html>



## (5) 審査結果

審査終了後（令和7年3月末）、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。令和7年4月1日に希望した各自治体の名簿に登録され、4月7日以降、システムで審査結果通知書のダウンロード及び登録内容の確認ができます。

## (6) 申請に当たっての注意事項

- ① 申請データ及び提出書類に虚偽の事項の記録又は記載をした場合、各自治体の規程等に基づき、資格が取り消されることがあります。
- ② 登録・免許・許可等を営業の要件とする営業品目については、必要な登録・免許・許可等を有していない場合は登録できません。

また、名簿登載後に、営業許可等の取得状況の確認を求めることがあります。

- ③ **申請データ及び提出書類に不備がある場合、受理を保留し、申請担当者の方にメールで問い合わせ**します。申請期限までに、申請データ及び提出書類が不足し、審査を行うことができない場合は、申請データを削除しますので、御了承ください。
- ④ 申請データの修正を職権で行うことがあります。審査登録後の登録内容は、名簿登載後にシステムで確認してください。
- ⑤ 提出書類については、入札参加資格審査のために用いるものです。個別の入札や契約締結の際は、別途、書類の提出を求められる場合があります。
- ⑥ 令和5・6年度名簿に関する申請や建設工事等の競争入札参加資格に関する申請については、別途手続が必要です。

## 3 申請を始める前に

### (1) 申請の種類を確認

#### 【更新申請の対象】

申請日現在、埼玉県電子入札共同システムの令和5・6年度名簿に登録のある事業者既に登録している事業所が新たに他の自治体を追加する場合も更新申請となります。

#### 【新規申請の対象】となる場合

- ・新たな事業所に新たな自治体に追加する申請
- ・法人の新設合併、新設分割に伴う申請

〔注意〕 更新申請で登録内容を変更しても、現在（令和5・6年度）の名簿の登録内容は変更になりません。令和5・6年度名簿の登録内容を変更する必要がある場合、別途、令和5・6年度名簿の変更申請を行ってください。

特に、「本社・代表者情報」又は「契約者情報」が変更になっている場合で、令和6年度中に入札に参加する予定があるときは、必ず、令和5・6年度名簿の変更申請を行ってください。

### (2) システムで令和5・6年度名簿の登録内容を確認

更新申請では、令和5・6年度名簿に登録している内容がシステムの画面に初期表示されます。

表示された内容を確認し、**変更が必要な項目について、データを入力し、送信します。**

特に、本社・代表者情報、契約者情報、営業許可等、格付情報については、必ず確認し、誤りのないように申請してください。

〔注意〕 申請データ及び提出書類等に虚偽の事項の記録又は記載をした場合、各自治体の規程等に基づき、入札参加資格が取り消されることがあります。

### (3) 申請の内容を変更する場合

#### ①登録する「自治体」「事業所」を変更

登録している事業所（本店・支店・営業所等）ごとに、更新申請を行います。

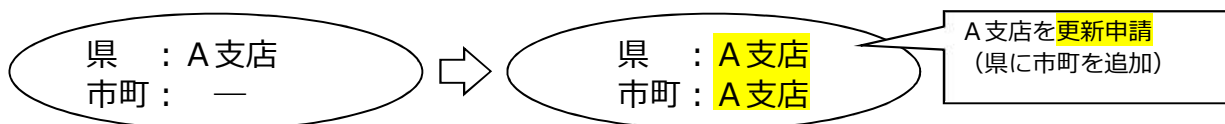
令和5・6年度名簿で、一つの事業所に複数の自治体を登録している場合、更新申請は1件です。また、事業所ごとに異なる自治体を登録している場合、事業所ごとに更新申請が必要です。

既に共同受付に登録があり、登録内容を変更しようとする場合

・ 自治体を追加する場合

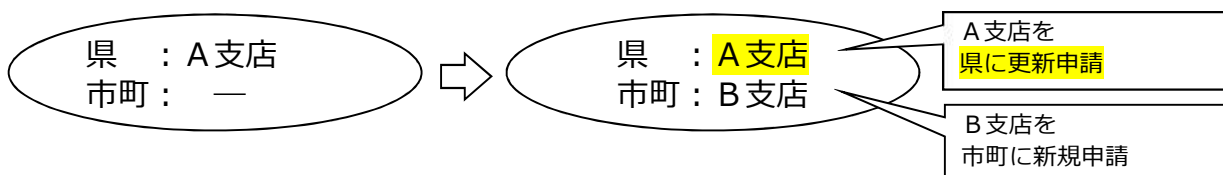
(例 1) 登録済み事業所に他の自治体を登録する場合

令和 5・6 年度	令和 7・8 年度に登録する内容	申請方法
県 : A 支店を登録 市町 : 登録なし	県 : A 支店を登録 市町 : A 支店を登録	更新申請 (A 支店を県に更新申請する際に市町を追加)



(例 2) 新たな事業所を追加して他の自治体を登録する場合

令和 5・6 年度	令和 7・8 年度に登録する内容	申請方法
県 : A 支店を登録 市町 : 登録なし	県 : A 支店を登録 市町 : B 支店を登録	更新申請 (A 支店を県に申請) 新規申請 (B 支店を市町に申請)



※ ICカードの名義人がA支店長名だった場合、令和7・8年度はB支店について、新たなICカードが必要です。

・ 事業所を変更する場合

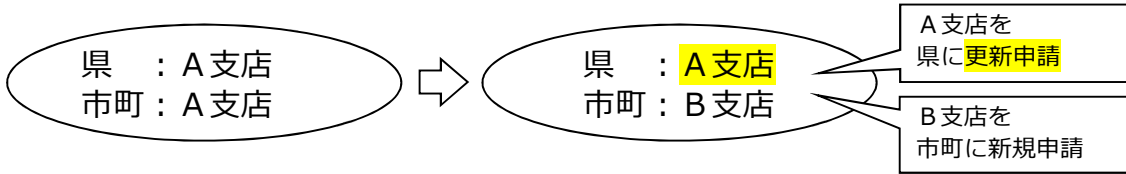
(例 3) 現在の登録を変更して、一つの事業所に複数の自治体を登録する場合

令和 5・6 年度	令和 7・8 年度に登録する内容	申請方法
県 : A 支店を登録 市町 : A 支店を登録	県 : A 支店を登録 市町 : A 支店を登録	更新申請 (A 支店を県に更新申請する際に市町を追加)



(例4) 現在の登録を変更して、事業所ごとに異なる自治体を登録する場合

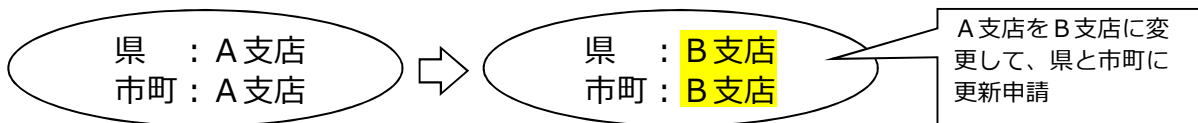
令和5・6年度	令和7・8年度に登録する内容	申請方法
県 : A支店を登録 市町 : A支店を登録	県 : A支店を登録 市町 : B支店を登録	更新申請 (A支店を県に申請) 新規申請 (B支店を市町に申請)



※ ICカードの名義人がA支店長名だった場合、令和7・8年度はB支店について、新たなICカードが必要です。

(例5) 現在の登録を変更して、新たな事業所に全自治体を一括して登録する場合

令和5・6年度	令和7・8年度に登録する内容	申請方法
県 : A支店を登録 市町 : A支店を登録	県 : B支店を登録 市町 : B支店を登録	更新申請 (B支店を県と市町に更新申請)



※ ICカードの名義人がA支店長名だった場合、令和7・8年度はB支店について、新たなICカードが必要です。

## ②「契約者」を変更

自治体と契約を結ぶ権限等を持つ人を、この手引及びシステムでは「契約者」と表記しています。法人の場合、契約権等は、代表取締役等の代表者（個人事業主の場合、個人事業主）にありますが、この契約権等を、取締役や支店長等に委任することができます。また、登録する事業所は契約権を持つ人が管理する営業所等となります。

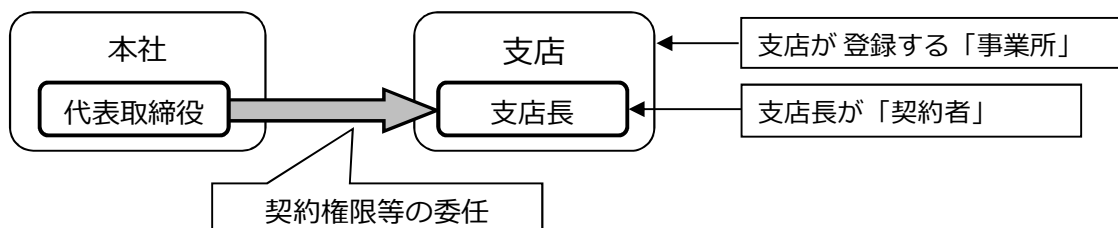
契約権等を委任する場合は、次の7項目を一括して委任します。部分的な委任はできません。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ① 入札及び見積りに関すること      | ② 契約の締結に関すること     |
| ③ 契約の履行に関すること        | ④ 代金の請求及び受領に関すること |
| ⑤ 代理人又は復代理人の選任に関すること | ⑥ ①～⑤に付帯する一切のこと   |
| ⑦ 納税状況等の照会に関すること     |                   |

申請事務の担当者や入札参加事務の担当者は、契約者ではありません。

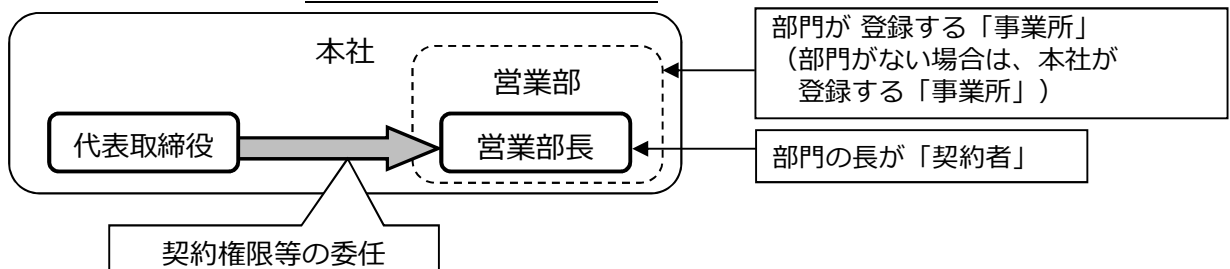
### 登録する「事業所」を、支社、支店、営業所等にする場合

契約権等を、代表者から支店長等に委任します（支店長等が「契約者」）。



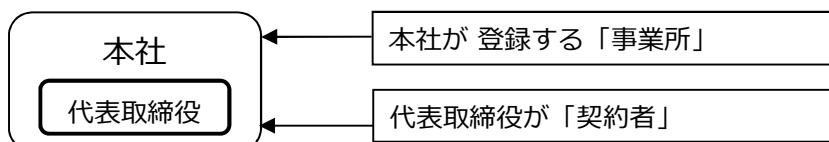
### 登録する「事業所」を、営業部などの部門にする場合

契約権等を、代表者から取締役などその部門の長等に委任します（部門の長等が「契約者」）。



### 契約権等を委任しない場合

本社が「事業所」、代表者（個人事業主の場合、個人事業主）が「契約者」となります（本社・代表者情報と同じ内容を登録）。



### ③ 登録する「業種」「営業品目」を変更

更新申請の際に、登録する業種・営業品目を追加・変更することができます。営業に許可等が必要な営業品目を登録する場合、その営業許可等を添付してください。

業種は次のとおりです。営業品目の一覧の中から、希望する品目に最も近い営業品目を選んでください。登録できる営業品目数に制限はありません。

	業種区分	主な営業品目の内容等
1	(物品の) 販売	O A 機器・用品、文具・事務機器・用品等の販売
2	(物品の) 賃貸	O A 機器・用品、文具・事務機器・用品等の賃貸
3	(物品の) 買受け	自治体からの鉄・非鉄クズ等の買受け
4	印刷の請負	一般印刷、封筒印刷、製本等の請負
5	電子計算に関する業務	データエントリー、システム開発、ネットワーク運用 等
6	催物、その他の業務	催物の企画・運営等関連業務、給食業務、市場調査業務、人材派遣業務、貨物運送業務 等
7	建築物管理	管理業務、運転業務、点検・検査業務、廃棄物処理 等

#### <「業種」「営業品目」登録時の注意点>

物品の修理や保守点検等の業務の入札において、「催物、その他の業務」や「建築物管理」の登録と併せて、対象となる物品の「販売」の営業品目を登録していることを要件とする場合がありますので、業務の対象となる物品の「販売」の営業品目も併せて登録することをお勧めします。

(例)

業務	登録業種	営業品目
自動ドア点検	販売	建具 その他建具
	催物・その他の業務	計装設備点検・検査業務

### (4) 提出書類を準備する

申請書類には「共通書類」と「自治体別書類」があります。共通書類とは、どの自治体に申請する場合でも1部添付いただく書類、自治体別書類とは、申請する自治体ごとに添付いただく書類です。

「9. 提出書類一覧」「10. 自治体別提出書類早見表」を確認の上、添付書類をそろえてください。様式のひな型は県ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください(様式が変更になっています。)。

**本社情報や営業許可等申請内容が令和5・6年度名簿の登録内容と変更がない場合は、履歴事項証明書、営業許可書、身分証明書(個人の場合のみ)は提出不要です。**

**決算書(直近1年度分)は必ず提出してください。**

## (5) パソコンの準備をする

電子申請には、インターネットに接続できる環境が必要です。使用するパソコンのブラウザは、Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome、Firefox など）では正しく動作しません。

申請データの入力前に必ず、使用するパソコンの設定を確認してください。設定されていない場合、入力したデータがシステムに反映されず、入力が無効となりますので、御注意ください。

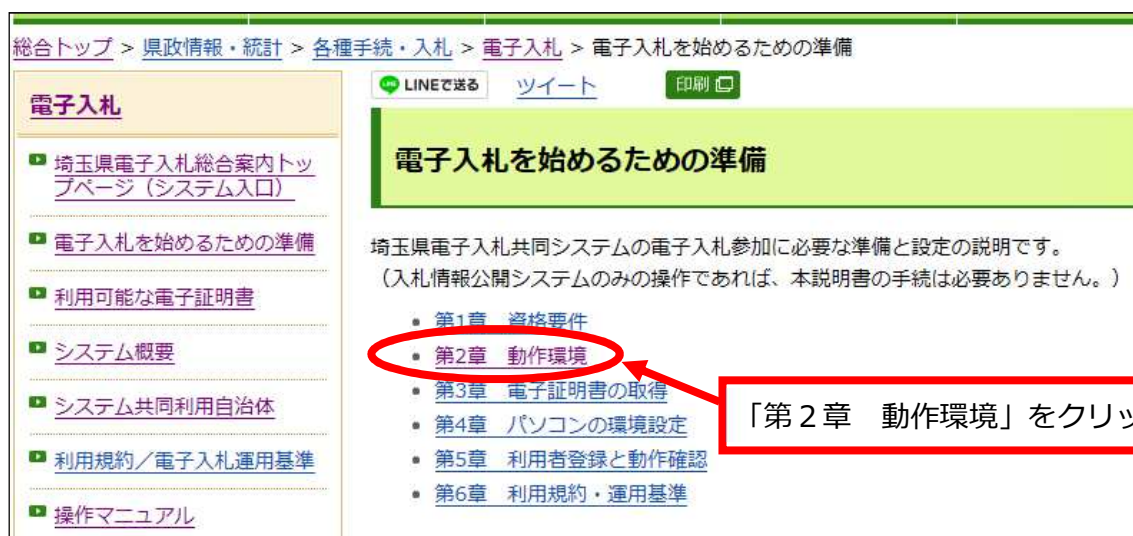
### 動作環境の確認

ア 埼玉県ホームページのトップ画面にある【情報を探す】のうち、【キーワードから探す】から【ページ番号で検索】を選択し、ページ番号【1699】を入力し、検索します。

<埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/> >



イ 「第2章 動作環境」をクリックし、パソコンの動作環境（パソコンのOSとブラウザ及びインターネット接続環境）の確認を行ってください。





## ウ Microsoft Edge の設定

上記の「第2章 動作環境」から「(3) Microsoft Edge の設定」を参照して、必要な設定をしてください。

電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備 > 第2章 動作環境  
> (3) Microsoft Edge の設定

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/iesettei.html>

パソコン操作やシステムについて不明な点は、下記にお問い合わせください。

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263（平日8:30～17:00）

システム操作の「よくあるお問い合わせ」は、次の埼玉県ホームページに掲載しています。

電子入札総合案内 > よくある質問

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/faq2-tokuyokuarusitumon.html>

## システムに入力できない文字について

JIS規格第1水準及び第2水準に定められていない文字は、電子入札システムで、文字化けやエラー発生の原因になるため、便宜上、他の平易な漢字・ひらがな・カタカナ等に置き換えてください。

入力があった場合、共同受付窓口において、下記の表のとおり登録内容の修正を行います。

例：

高→高	吉→吉	瀬→瀬	満→満	辻→辻	笑→英
崎→崎	隆→隆	鉄→鉄	清→清	榭→榭	籐→藤
槁→橋	徳→徳	脇→脇	柳→柳	琢→琢	丈→丈



## 4 申請を始める～申請データを修正入力

### (1) 書類を準備する

申請にあたっては、事前に書類を準備してください。

提出書類には「共通書類」と「自治体別書類」があります。共通書類とは、どの自治体に申請する場合でも1部添付いただく書類、自治体別書類とは、申請する自治体ごとに添付いただく書類です。

**「9. 提出書類一覧」「10. 自治体別提出書類早見表」を確認の上、書類をそろえてください。**

様式のひな型は県ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更になっています。）。

**本社情報や営業許可等申請内容が令和5・6年度名簿の登録内容と変更がない場合は、履歴事項証明書、営業許可書、身分証明書（個人の場合のみ）は提出不要です。**

**決算書（直近1年度分）は必ず提出してください。**

提出書類は、PDF化又は画像ファイル化してください。

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

**書類には名前を付けて送信してください。ファイル形式（拡張子）は残したままにしておいてください。**

書類には、先頭に受付票の

左上のある業者番号（10ケタ）

を付けてください。

添付する際は、種類ごとに分けて

添付してください。



業者番号 受付.pdf



業者番号 謄本.pdf



業者番号 決算.pdf



業者番号 国税.pdf 等



## 書類の名前の付け方：書類には名前を付けて送信してください。

書類には、先頭に受付票の左上のある業者番号（10ケタ）を付けてください。

添付する際は、書類の種類ごとに分けて添付してください。

添付可能なファイル形式は、Word, Excel, PDF, JPG, JPEG, PNG, GIF, TIFF, TIF  
です。ファイル形式（拡張子）は残したままにしておいてください。

例：0000019085 受付.jpg          0000020269 謄本.pdf

入力例		書類名
	業者番号 受付	受付票・データ登録確認
	業者番号 確認	確認書（様式1）
	業者番号 国税	税務署発行の納税証明書
	業者番号 謄本	履歴事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
	業者番号 決算	決算書類（単独決算）
	業者番号 身分	身分証明書（個人事業者のみ）
	業者番号 収支	所得税確定申告書（個人事業者のみ）
	業者番号 委任	委任状（様式2）
	業者番号 印鑑	使用印鑑届（様式5）
	業者番号 許可	営業許可書等
	業者番号 雇用	障害者雇用状況報告書
	業者番号 実績	契約実績表（様式自由 参考様式4）
	業者番号 環境	ISO14001 認証取得登録証、エコアクション21 認証・登録証
	業者番号 品質	ISO9001 認証取得登録証
	業者番号 写真	事業所の写真・案内図(様式6)
	業者番号 住民	個人住民税の納税証明書
	業者番号 自治体名	申請自治体によって提出する書類 (該当する自治体ごとに添付) 例： 業者番号 上尾 業者番号 伊奈
	業者番号 行政書士	行政書士委任状

### システム入口

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none"> <li>発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧</li> <li>入札</li> <li>発注</li> <li>競争入札</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札参加資格申請</li> <li>競争入札参加資格申請通知書のダウンロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札の操作</li> <li>電子証明書（ICカード）の利用者登録</li> </ul>
<p>「埼玉県電子入札統合案内トップページ（システム入口）」画面が開くので、「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックします。</p>	<p>電子証明書（ICカード）は不要です。</p>	<p>競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。</p> <p>代表者、契約者等、登録内容が変わったときは、申請手続が必要です。前代表者名義等の電子証明証を使用した入札は無効となるほか、入札参加停止等の対象となることがあります。</p>



### 業務区分の選択

・業務区分を選択して下さい。

- 1 工事等
- 2 物品等



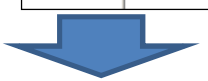
### 競争入札参加資格申請受付メインページ（物品等）

インターネット申請の手順

- 新規申請<定期>
- 新規申請<臨時>
- ログイン

- 変更申請書作成
- 抹消申請書作成
- 更新申請書作成<定期>
- 一時保存データ修正
- 登録内容確認
- パスワード更新

「3 ログイン」を選択



### ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度: 令和5年・6年 / ● 令和7年・8年

ユーザID: 6714848145

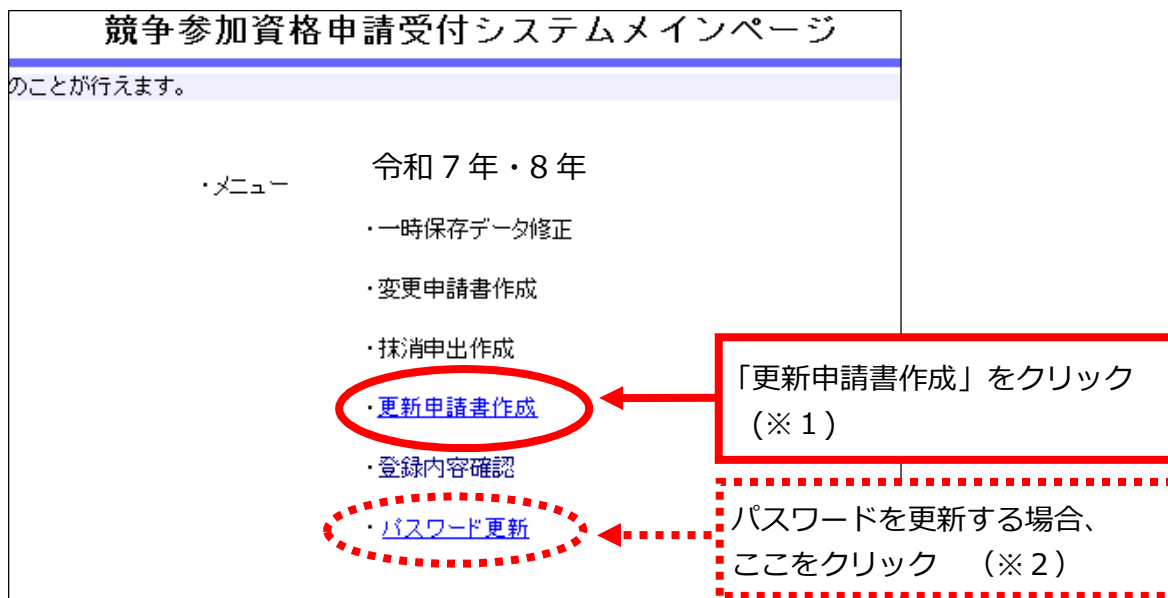
パスワード: ●●●●●●

送信 / リセット

「令和7年・8年」を選択

ユーザIDとパスワードを入力して「送信」をクリック





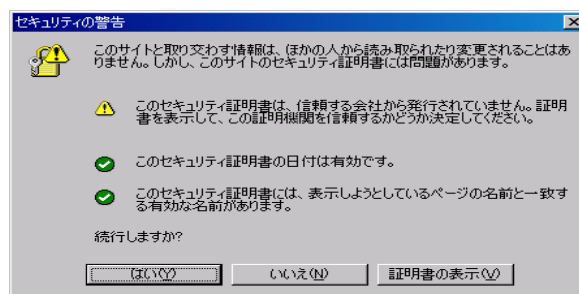
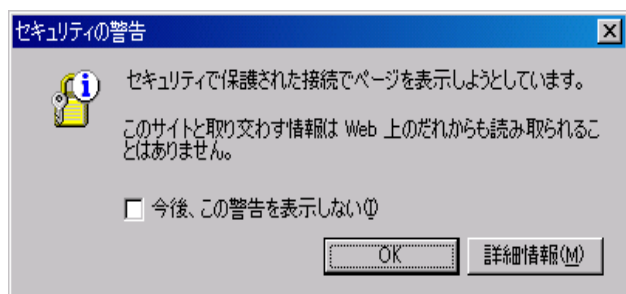
※1 「更新申請書作成」がクリックできない場合、年度の表示を確認してください。「令和5・6年」となっている場合、画面左側の「ログアウト」をクリックし、再度ログインしてください。

※2 セキュリティ保護のため、パスワードの有効期限は2年となっています。上の画面が表示されずに「入力したパスワードの有効期限が切れています・・・」と表示された場合、「パスワード更新」をクリックし、パスワード更新画面で新パスワード（半角英数8文字）を設定してください。



現在の登録内容が表示された「更新申請書作成画面」になります。

※ システムに入る過程で、次のような警告が出る場合があります。この場合「OK」又は「はい」をクリックしてください。



更新データを入力します。

- 更新申請時点での最新のデータ、変更するデータを入力します。
- 決算書情報については最新のデータを入力します。
- 変更しないデータについては、再入力不要です。

### 一時保存をしてください

入力中に画面を切り替えずに長時間経過するとタイムアウトとなることがあります。

その場合、入力内容が破棄され、再入力が必要となります。

入力内容を事前に用意し、適宜、一時保存しながら入力してください。

### (3) 一時保存の方法と入力再開の方法

登録画面の一番下の **一時保存** をクリックします。

一時保存 をクリックせずに **戻る** をクリックした場合、申請データは保存されません。

The screenshot shows a registration form with a table for '自治体名' (Municipality Name) and a section for '過去2年間の官公署との契約実績(その他)' (Contract performance with government agencies in the past 2 years). At the bottom right, there are three buttons: '一時保存' (Save), '送信' (Send), and '戻る' (Back). The '一時保存' button is circled in red.



The screenshot shows the '競争入札参加資格申請受付メインページ (物品等)' (Main page for bid participation qualification application (goods, etc.)). It lists the application process: 1. 新規申請(定期) (New application (regular)), 2. 新規申請(随時) (New application (as needed)), and 3. ログイン (Login). The 'ログイン' button is circled in red. A callout box points to it with the text: 「申請受付メインページ (物品等)」画面で、ログインをクリックします。



The screenshot shows the 'ログイン' (Login) page. It prompts the user to enter their 'ユーザID及びパスワード' (User ID and password) and click the '送信ボタン' (Send button). The '送信' button is circled in red. The form includes fields for '申請年度' (Application year) with radio buttons for '令和5年・6年' and '令和7年・8年', 'ユーザID' (User ID) with the value '5714848145', and 'パスワード' (Password) with masked characters.



The screenshot shows the '競争参加資格申請受付システムメインページ' (Main page of the bid participation qualification application system). It displays the application year '平成27年・28年' (Heisei 27-28) and a menu with the following items: ・メニュー, ・一時保存データ修正, ・変更申請書作成, ・抹消申出作成, ・更新申請書作成, ・登録内容確認, and ・パスワード更新.



#### ④ 契約者情報

自治体と契約を締結する際に、契約書に記載される方となります。事務担当者ではありません。契約権限等は、代表取締役等の代表者（個人事業主の場合、個人事業主）にあります。この契約権限等を、取締役や支店長等に委任することができます。

また、登録する事業所は契約権限を持つ人が管理する営業所等となります。

契約権限等を委任する場合は、次の7項目を一括して委任します。部分的な委任はできません。契約者（自治体と契約を結ぶ権限等を持つ人）を変更する場合、変更後の契約者の情報を入力してください。

契約権限等を委任する場合は、次の7項目を一括して委任します。部分的な委任はできません。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ① 入札及び見積りに関すること      | ② 契約の締結に関すること     |
| ③ 契約の履行に関すること        | ④ 代金の請求及び受領に関すること |
| ⑤ 代理人又は復代理人の選任に関すること | ⑥ ①～⑤に付帯する一切のこと   |
| ⑦ 納税状況等の照会に関すること     |                   |

契約権限等を委任しない場合、**本社情報複写**を押してください。

<b>本社情報複写</b>		◎上記の本社情報で入札、見積りに使用するボタンの左側のボタンを押してください。 ◎上記の本社情報と異なる内容で入力する場合は、下記に「代理人情報」を入力してください。
申請情報（契約者の申請担当者情報・その他）		
契約者の郵便番号	★ 330 - 0063	
契約者の住所都道府県	★ 埼玉県	
契約者の住所市区町村	★ さいたま市浦和区	市区町村選択
契約者の住所	★ 高砂三丁目15番1号	
契約者の商号又は名称	★ 埼玉県庁手引信用株式会社 (株式会社等、法人の種類についても省略しないでください。)	①
契約者の商号又は名称(フリガナ)	★ サイタマケンチョウテイクヨク (カブシキガイシャ等、法人の種類を表す文字は入力不要)	②
契約者の職名	代表取締役	③
契約者の氏名	★ 彩の国 太郎	(姓と名前の間は一文字あけて入力)
契約者の電話番号	★ 048-111-1111 (市外局番から「-」(ハイフン)で区切り入力)	

委任状（様式2）の「受任者」の記載内容と一致しているか確認してください。

- ※① 契約者の住所・・・都道府県名・市区町村名を除き、町名地番を御記入ください。
- ※② 契約者の商号又は名称・・・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れてください。
- ※③ 契約者の商号又は名称（フリガナ）・・・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れずに入力してください。法人の種類、「・（なかぐる）」や「.（ピリオド）」は省略。



### ⑤ 主たる業種・資格承認後連絡先メールアドレス

主たる業種を変更する場合、「製造業その他」、「卸売業」、「小売業」、「サービス業」から一つを選択してください（どの業種に分類されるのかを判断する方法は、中小企業庁のホームページ【FAQ「中小企業の定義について」】を参考にしてください。）。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

資格承認後連絡先メールアドレスには、名簿登録後に自治体からの連絡等を受信するメールアドレスを入力してください（次回の更新申請の時期に案内メールを送信します。なるべく、申請担当部署の組織メールアドレスを入力してください。）。

※電子入札の指名競争入札のお知らせや見積り依頼は、電子証明書の利用者登録の際に登録するメールアドレスに発注者から送信されます。

### ⑦ 業種・営業品目

業種・営業品目一覧の中から登録を希望する営業品目に最も近い営業品目を選びます。登録できる営業品目数に制限はありません。年度の途中で追加や変更ができます。

申請種類（営業品目）		登録状況	操作
営業品目	販売	ISO9001の登録状況 [登録無し]	小分類入力
	賃貸	ISO9001の登録状況 [登録無し]	小分類入力
	買受け	ISO9001の登録状況 [登録無し]	小分類入力
	★印刷	ISO9001の登録状況 [登録有り]	小分類入力
	電算業務	ISO9001の登録状況 [登録有り]	小分類入力
	催物、映画、広告、その他の業務	ISO9001の登録状況 [登録有り]	小分類入力
	建築物管理	ISO9001の登録状況 [登録無し]	小分類入力
			取扱銘柄入力

建築物管理の個人資格者数

#### <「業種」「営業品目」登録時の注意点>

物品の修理や保守点検等の業務の入札において、「催物、その他の業務」や「建築物管理」の登録と併せて、対象となる物品の「販売」の営業品目を登録していることを要件とする場合がありますので、業務の対象となる物品の「販売」の営業品目も併せて登録することをお勧めします。

(例)

業務	登録業種	営業品目
自動ドア点検	販売	建具 その他建具
	催物・その他の業務	計装設備点検・検査業務



「販売」「賃貸」「買受け」「印刷」「電算業務」「催物、その他の業務」を登録する場合

申請する営業品目（小分類）にチェックマークを入れ、登録をクリックしてください。

営業品目（小分類）登録

販売 登録 リセット 登録せずに戻る

営業品目（大分類）	営業品目（小分類）
01:OA機器・用品 <input type="checkbox"/> (一括チェック)	<input type="checkbox"/> CADソフトウェア
	<input type="checkbox"/> OA用品
	<input type="checkbox"/> OA機器 (パソコン除く)
	<input type="checkbox"/> ソフトウェア
	<input type="checkbox"/> トナーカートリッジ
	<input type="checkbox"/> パソコン (付属品含む)
	<input type="checkbox"/> パソコンシステム (配線工事を
	<input type="checkbox"/> プロッタ
	<input type="checkbox"/> 磁気カードリーダー
	<input type="checkbox"/> 電子印鑑

追加する営業品目にチェックを入れる。  
営業品目を変更しない場合、チェックは外さず、登録せずに戻るをクリックしてください。

「建築物管理」を登録する場合

申請する営業品目（小分類）ごとに、「従業員数」と「売上」額を入力し直し、登録をクリックしてください。申請しない営業品目は空欄にしてください。

従業員数、売上とも、不明の場合は「0」と入力していただいて構いません。

営業品目（小分類）登録

建築物管理 登録 リセ

営業品目（大分類）	営業品目（小分類）	従業員数	売上
90:管理業務	清掃	従業員数 <input type="text"/> 人	売上 <input type="text"/> 千円
	人間警備	従業員数 <input type="text"/> 人	売上 <input type="text"/> 千円
	機械警備	従業員数 <input type="text" value="100"/> 人	売上 <input type="text" value="1000000"/> 千円
	環境測定	従業員数 <input type="text"/> 人	売上 <input type="text"/> 千円
	殺虫・消毒	従業員数 <input type="text"/> 人	売上 <input type="text"/> 千円
	駐車場管理	従業員数 <input type="text"/> 人	売上 <input type="text"/> 千円

申請する営業品目に「従業員数」と「売上」額を入力して「登録」をクリック

従業員数は格付情報の従業員数を超えないように適宜調整してください。

売上は格付情報の決算書の売上高を超えないように適宜調整してください。

## ISO9001（品質管理）の登録

「印刷」「電算業務」「催物、その他の業務」「建築物管理」の業種区分の営業品目を申請する場合、その営業品目に関連した ISO9001 認証を取得しているとき、ISO9001 登録状況をプルダウンし、「登録有り」を選んでください。

「登録有り」を選んだ場合、ISO9001 認証取得登録証を提出してください。

営業品目		申請情報（営業品目）	
販売	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
賃貸	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
買受け	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
★印刷	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力
電算業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力
催物、映画、広告、その他の業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力
建築物管理	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力

注：上記のプルダウンメニューは、登録有りの場合にのみ「登録有り」を選択できます。

## 取扱銘柄（任意）

「営業品目」欄の取扱銘柄入力をクリックすると、画面が開き、取扱商品名等を入力できます。

営業品目		申請情報（営業品目）	
販売	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
賃貸	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
買受け	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力
★印刷	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力

**取扱銘柄入力**

※1メーカー名ずつ改行して入力。（販売・賃貸に申請する場合のみ。入力は任意。）

商品名等を一行ずつ改行して入力。  
※申請システムには「メーカー名」とありますが、商品名等を入力。

## 建築物の管理有資格者数（任意）〔「建築物管理」の場合〕

業種区分「建築物管理」に登録する場合、次の資格を持つ人数を登録することができます。資格証等の添付は不要です。

登録する場合は、「営業品目」の建築物管理の個人資格者数をクリックし、人数を入力してください。

同一人が複数の資格を持つ場合、それぞれの資格の人数に含めてください。

資格者数の合計が「格付情報」の「従業員の総数」を超えても構いません。

**建築物管理有資格者入力**

建築物管理の個人資格者数

建築物環境衛生管理技術者	0	人
ビルクリーニング士	0	人
	0	人
	0	人
	0	人
	0	人

「建築物管理」に登録しない場合、該当する資格者がいない場合は、空欄のままにしてください。

変更しない場合はこちらをクリック

## ⑧ 営業許可等

営業許可等が必要な営業品目を名簿に登録するには、その業務に関連する営業許可等を取得又は届出ていることを併せて名簿に登録する必要があります。

申請情報(営業許可等)	
販売(燃料類)	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業
	<input type="checkbox"/> 一般ガス事業
	<input type="checkbox"/> 簡易ガス事業
	<input type="checkbox"/> 揮発油販売業
	<input type="checkbox"/> 石油販売業

追加登録するものにチェック。  
現在登録している営業許可等に  
チェックが入っています。  
変更しない場合はチェックを外さない  
ください。

※ 次の営業許可を取得していることを名簿に登録するには、その営業許可を受けた店舗等を名簿に登録する事業所(契約者のいる事業所)にする必要があります。

業種	必要な許可・届出等	
販売	<input type="checkbox"/> 医療機器販売業	<input type="checkbox"/> 医薬品販売業
	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業	<input type="checkbox"/> 薬局開設者
	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等販売業	
賃貸	<input type="checkbox"/> 医療機器貸与業	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等貸与業

浄化槽清掃業、一般廃棄物処分業、一般廃棄物収集運搬業の許可を登録する場合

(例) ※合計6市町村許可書がある場合

「さいたま市ほか5市町村」 (さいたま市の許可証だけを添付)

<input type="checkbox"/>	浄化槽清掃業【県内市町村の許可】					
100	さいたま市	ほか	<input type="checkbox"/>	市町村		
①	<input checked="" type="checkbox"/>	一般廃棄物処分業【県内市町村の許可】				
②	100	さいたま市	ほか	5	市町村	③
<input type="checkbox"/>	一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】					
100	さいたま市	ほか	<input type="checkbox"/>	市町村		

- ※① 登録する営業許可にチェックします。
- ※② 複数の市町村の許可を取得している場合、代表的な市町村を選択します。
- ※③ 許可を取得している市町村の数を入力します。
- ※ 提出する証明書類等は、②で選択した1市町村分のみです。



【埼玉県、川口市、行田市、越谷市、さいたま市、羽生市を登録する場合】

法人の場合

科目	額の算出方法等
流動資産	「流動資産」の合計額
機械装置	<b>【業種：印刷のみ。その他の業種で0円以外が入力されている場合は0円に変更になります】</b> 減価償却後の額（「機械設備」も該当） 「機械・運搬具」など勘定科目が複合している場合、機械の額のみを入力。
建設仮勘定	科目がない場合は0千円と入力。
固定資産合計	「固定資産」の合計額
投資その他資産	「投資資産」の合計額 科目がない場合は0千円と入力。
流動負債	「流動負債」の合計額
資本金	履歴事項証明書に登記されている金額
準備金	準備金（「資本準備金」と「利益準備金」の合計額）
その他自己資本金額	<b>純資産額の合計から「資本金」「資本準備金」「利益準備金」を除いた額</b>
売上高	損益計算書の当期の売上高 ----- ※決算期変更等で事業期間が12か月に満たない場合、前期分を月割りして合計額を算出し、決算書は直前2事業年度分を提出してください。 <例> 事業期間 第2期 令和6年1月～3月の売上高全額（3か月分） 第1期 令和5年1月～12月の売上高×9/12（9か月分）

個人事業者の場合

科目	額の算出方法等
流動資産	「資産の部」（期末）の「現金」から「貸付金」までの合計額
機械装置	<b>【業種：印刷のみ。その他の業種で0円以外が入力されている場合は0円に変更になります】</b> 減価償却後の額（「機械設備」も該当）
固定資産合計	「資産の部」（期末）合計額から流動資産額を除いた額
流動負債	「負債・資本の部」（期末）の「支払手形」から「預り金」までの合計と、 「その他の負債」及び「貸倒引当金」の合計額
資本金	「事業主借」＋「元入金」＋「青色申告控除前の所得金額」－「事業主貸」の額
売上高	直近の所得税確定申告書類に基づいて、家事消費等・雑収入を引いた後の売上額
建設仮勘定、投資その他資産、準備金、その他自己資本額は0千円	

従業員の総数

確認書（様式1）の記載内容と一致しているか  
確認してください。

従業員の総数 ★ 15 人

- ※ 会社単体(支社、支店等含む)で雇用期間を限定せずに常時雇用している従業員の人数を記入してください。
- ※ 代表者・役員（使用人兼務役員に該当しない者）のほか、パート、アルバイト、季節労働者、派遣労働者等は除きます。親会社、子会社又は関連会社等の従業員は含めません。
- ※ システムに入力している人数が確認書に記入している人数と異なる場合、共同受付窓口でシステムの人数を確認書に記入の人数に修正します。

障害者雇用状況・環境配慮状況

現在の状況が変更になっている場合、改めて選択してください。

障害者雇用状況	① 障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者で障害者を1人以上雇用している
環境配慮状況	② 配慮有り

項目名	選択肢	該当する場合	提出書類
障害者雇用状況 [選択]	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書を提出して 不足数なし	従業員が40人以上で、障害者法定 雇用率を満たしている場合 (報告書「⑩不足数」が0人)	「障害者雇用状況 報告書」の写し (ハローワークへ 提出したもの)
	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書を提出義務の ない事業者で、障害者を1名以上雇用し ている	従業員が40人未満で、障害者を雇 用している場合	様式1「確認書」
	<input type="checkbox"/> 達成していない	上記以外の場合	—

項目名	選択肢	該当する場合	提出書類
環境配慮状況 [選択]	<input type="checkbox"/> 配慮あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001認証取得登録証</li> <li>・エコアクション21認証・登録証</li> <li>・埼玉県エコアップ認証</li> <li>・埼玉県SDGsパートナー登録</li> <li>・埼玉県環境SDGs取組宣言企業</li> <li>・多様な働き方実践企業認定</li> <li>・パートナーシップ構築宣言企業</li> </ul> のいずれかを取得している場合	ISO14001、 エコアクション21 …認証の写し 様式1「確認書」  その他について …様式1「確認書」 認証の写しは 提出不要です。
	<input type="checkbox"/> 配慮なし	上記以外の場合	—

### ⑩ 過去2年間の官公署との契約実績（任意）

過去2年間（名簿登録の申請日から起算）に官公署と契約した実績を登録することができます。  
別紙（様式自由）を添付していただいても構いません（その場合、この欄の入力は不要です。）。



## 5 申請データの確認・送信する

### (1) 申請データの確認・送信する

過去2年間の官公署との契約実績 (その他)	自治体名	契約年月日				契約金額(税込)
		令和	年	月	日	千円
		令和	年	月	日	千円
		令和	年	月	日	千円
		令和	年	月	日	千円
		令和	年	月	日	千円

誓約・同意事項  
 地方自治法施行...  
 申請先団体の...  
 納税状況等...  
 記について確認しました。

一時保存 送信 戻る

誓約・同意事項を確認の上、チェックボックスにチェックを入れ、送信ボタンをクリックしてください。

データ登録確認画面になります。

### データ登録確認

以下のデータを登録しますか？

※変更前と変更後で申請内容が同じ場合、変更後は空欄で表示されます。

※本内画面の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

	変更前	変更後
申請担当者・商号又は名称	埼玉県庁手引き用株式会社	
申請担当者・氏名	埼玉 太郎	埼玉 花子
申請担当者・	048-000-0000	

変更のない項目は空欄になります。

変更したデータが表示されます。(削除した項目は削除と表示)

過去2年間の官公署との契約実績 (その他) (変更後)	自治体名	契約年月日	契約金額

※変更前と変更後で申請内容が同じ場合、変更後は空欄で表示されます。

印刷 送信 戻る

データに誤りがないか確認し、送信ボタンをクリック

送信後にデータの修正はできません。

誤りがあった場合は、出力したデータ登録確認を赤字で見え消ししてください。

データを修正する場合は戻るボタンを押し、

## (2) 「受付票・データ申請登録確認」を印刷

**データ登録完了**

データの登録が完了しました。  
・ 受付票印刷ボタンをクリックして受付票を印刷して下さい。  
・ トップページに戻るには、戻るボタンをクリックします。

**受付票印刷** 戻る

**物品等競争入札参加資格 登録申請受付票**

0000013002	令和7年・8年	販売								令和6年10月27日
受付番号	0000006145	ユーザID	1111112192	受付日	令和6年10月27日	データ修正日				
住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1号									

**印刷** 戻る

戻るをクリックするとメインページに戻ります。

一番下の印刷をクリックして、「受付票」と「データ登録確認」をA4縦の用紙で印刷してください。

データ送信後に入力の間違いに気付いた場合は、印刷した「受付票」及び「データ登録確認」に赤字で見え消しし、修正したものを提出してください（共同受付窓口で修正いたします。）。

## (3) 添付書類の送信を忘れずに

提出書類の送付方法は、申請担当者メールアドレスあてにメールでご案内します。

案内に従って、手続きを進めてください（申請は完了していません。）。

申請担当者メールアドレスにメールが届かない場合は

データを送信した翌日になってもメールが届かない場合は、

**a5770-09@pref.saitama.lg.jp** あてにメールで書類をお送りください。

件名は **【業者番号・事業者名】書類提出** とお書きください。



## 6 添付書類を送信する

### (1) 書類の送信前に

事業者申請ポータルを開き、事業者登録を行います

(既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要ありません)。

- ① WEB ブラウザで以下 URL へアクセスし、事業者申請ポータルを開きます。

<https://saitamapref.service-now.com/csm>

The screenshot shows the ServiceNow portal homepage. At the top, it says "事業者申請ポータル" (Business Application Portal). Below this, there are three main navigation buttons: "ログイン" (Login), "事業者登録" (Business Registration), and "緑化計画届出制度" (Greening Plan Submission System). The "事業者登録" button is highlighted with a red box. A blue callout box points to the "事業者登録" button, stating "事業所ごとの登録は不要です。" (Registration for each business location is not required). A yellow callout box points to the "事業者登録" button, stating "埼玉県事業者申請ポータルを利用するには、事業者登録が必要です。まずは事業者ポータルから以下の情報を登録してください。" (To use the Saitama Business Application Portal, business registration is required. First, register the following information from the business portal.) Below this, two bullet points are listed: "● 事業者情報" (Business Information) and "● 管理者情報" (Administrator Information).

- ② 「事業者登録」をクリックし、事業者登録フォームを開き、必要項目を入力してください。

The screenshot shows the "事業者登録" (Business Registration) form. The form is divided into several sections: "区分" (Category), "事業者情報" (Business Information), "管理者情報" (Administrator Information), "ユーザー名" (Username), "連絡先メールアドレス" (Contact Email Address), and "姓" (Surname). A blue callout box points to the "管理者情報" section, stating "注) 一つのメールアドレスにつき、1 事業者登録となります。" (Note: For one email address, one business registration is possible). Another blue callout box points to the "連絡先メールアドレス" field, stating "管理者情報は、申請事務を行う担当者情報を入力してください。登録後、管理者情報に入力された連絡先メールアドレスあてに、メールが届きます。" (Administrator information is the information of the person in charge of the application. After registration, emails will be sent to the contact email address entered in the administrator information.)

- ③ 利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

\*ユーザー名（連絡先メールアドレス）  
\*姓  
\*名  
\*姓（フリガナ）  
\*名（フリガナ）  
所属部署  
\*連絡先電話番号  
\*連絡先FAX番号  
□次に同意します！ プライバシーポリシーと規約の条件

登録

- ④ 事業者登録完了通知メールが連絡先メールアドレスあてに送信されます。

埼玉花子様

事業者、及び、管理者ユーザー登録が完了しました。  
ユーザー名：saitama@example.com

下記リンクからパスワードを設定したうえで、登録された管理者IDにて手続きを実施してください。

[パスワード設定](#)

上記リンクの有効期限は12 時間です。

なお、ユーザー名失念防止のため、本メールは大切に保管してください。

※このメールは送信専用のため、ご返信

登録送信した翌日になってもメールが届かない場合、再度、事業者登録をし直すか、事業者申請ポータルを使用せず（事業者登録は不要）、メールで a5770-09@pref.saitama.lg.jp あてに書類をお送りください。

- ⑤ メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード条件に合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。

パスワードの設定  
アカウントはロックされていません

\* 新しいパスワード

安全性

- ⓧ 最小 10 文字
- ⓧ 最大 40 文字
- ⓧ 少なくとも 1 文字の小文字
- ⓧ 少なくとも 1 文字の大文字
- ⓧ 少なくとも 1 文字の数字
- ⓧ 少なくとも 0 文字の特殊文字

\* パスワードの再入力

パスワードを表示

パスワードの設定

## (2) 書類の準備

提出書類には「共通書類」と「自治体別書類」があります。共通書類とは、どの自治体に申請する場合でも1部添付いただく書類、自治体別書類とは、申請する自治体ごとに添付いただく書類です。

「9. 提出書類一覧」「10. 自治体別提出書類早見表」を確認の上、書類をそろえてください。  
様式のひな型は県ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更になっています。）。

書類をPDF化又は画像ファイル化してください。

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

書類には名前を付けて送信してください。ファイル形式（拡張子）は残したままにしておいてください。

書類には、先頭に受付票の  
左上のある業者番号（10ケタ）  
を付けてください。  
添付する際は、種類ごとに分けて  
添付してください。



【業者番号】受付.pdf



【業者番号】謄本.pdf



【業者番号】決算.pdf



【業者番号】国税.pdf 等

事業者申請ポータルでの提出が難しい場合は  
メール又は郵送でもご提出できます

【メール送付先】 a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名を

【業者番号・事業者名】更新申請書類提出  
として送信してください。

【郵送先】さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県入札審査課 物品等共同受付窓口

封筒に「7・8年度申請在中」と記入の上、信書扱いでお送りください。

\* 提出書類はすべて写し可です。

### (3) 書類のアップロード・送信する

競争入札参加資格申請受付システムでデータを送信しているのに、  
申請担当者メールアドレスにメールが届かない場合

データを送信した翌日になってもメールが届かない場合は、  
**a5770-09@pref.saitama.lg.jp** へてにメールで書類をお送りください。  
件名は **【業者番号・事業者名】更新申請書類提出** とお書きください。

- ① 電子データを送信後、  
申請担当者メールアドレスあてに  
書類の提出方法の案内が届きます。

件名【物品等競争入札参加資格申請】  
書類提出方法のご案内（受付番号：）  
■ 受付番号       ：  
■ アクセスキー：



- ② 案内に従って、事業者申請ポータルにアクセス。

事業者申請ポータル

- ログイン  
ログインはこちらから
- 事業者登録  
事業者登録はこちらから
- 【操作マニュアル】共通操作  
(事業者登録/ログイン) ダウンロード
- 緑化計画届出制度  
緑化計画届出制度はこちらから
- 難病指定医療機関  
難病指定医療機関の指定申請はこちらから
- 難病指定医  
難病指定医の指定申請はこちらから
- 小児慢性特定疾病指定医療機関  
小児慢性特定疾病指定医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医  
小児慢性特定疾病指定医の指定申請はこちらから
- 競争入札参加資格申請**  
競争入札参加資格申請はこちらから

- ③ 添付書類提出フォームに、受付番号・アクセスキーを入力、  
入力チェックボタンを押してください。

ホーム > 各種申請 > 競争入札参加資格申請

カテゴリ

- 事業者内管理者メニュー
- 緑化計画届出制度
- 難病指定医療機関
- 難病指定医
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医
- 競争入札参加資格申請

競争入札参加資格申請

- 【物品】添付書類提出フ...  
【物品】入札参加資格申請
- 【物品】パスワード再発...  
【物品】資格申請用パスワード

詳細を表示



**【物品】添付書類提出フォーム**  
【物品】入札参加資格申請

・「操作マニュアル（手引）」の案内に従って、必要事項の入力及びファイル添付をした上、送信してください。  
（必ず定められた期限内に申請してください。）

・添付書類は種別に分けて添付してください。  
※ファイルの形式は原則PDFまたは画像ファイルです。

添付ファイルを追加

連絡先

\*受付番号  
半角数字で入力してください。

\*アクセスキー  
半角英数字で入力してください。

入力チェック

送信

申請担当者メールアドレスあてに届いた受付番号、アクセスキーを入力してください。

- ④ 「入力チェック」ボタンを押すと、添付フォームが出てきますので、「電子ファイルで提出します」を選択、「電子ファイルで提出します」ボタンを押し、添付ファイルを添付し、送信します。

**【物品】添付書類提出フォーム**  
【物品】入札参加資格申請

・「操作マニュアル（手引）」の案内に従って、必要事項の入力及びファイル添付をした上、送信してください。  
（必ず定められた期限内に申請してください。）

・添付書類は種別に分けて添付してください。  
※ファイルの形式は原則PDFまたは画像ファイルです。

添付ファイルを追加

連絡先  
佐藤 圭子

\*受付番号  
0000072716

\*アクセスキー  
11fdff90122b44fb9cba1825e0266b86

入力チェック

添付フォーム

電子ファイルで提出します  
 郵送で提出します  
 提出物はありません

送信

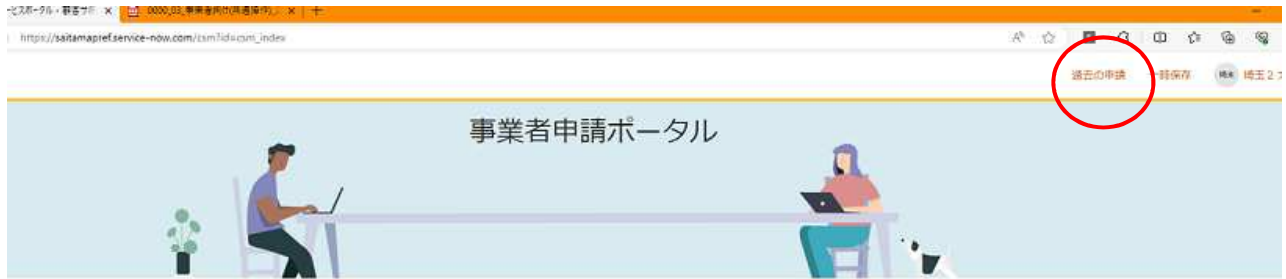
#### 添付ファイルの送信方法

- ①書類をPDF化又は画像ファイル化
- ②種類ごとに分けたファイル名に名前を付ける。  
【業者番号】受付.pdf など  
ファイル名の付け方は18ページを確認。
- ③クリップボタンを押して、ファイルを添付  
\*添付ファイルの数に制限はありません。

送信ボタンを押した後、「メッセージを送信してください」が出たら、入力しないで、「事業者申請ポータル」を閉じてください

● 事業者申請ポータルでアップロードした書類の送信状況を確認する方法 ●

ログインした状態で、右上の「過去の申請」をクリックします。



一覧画面で送信状況を確認できます。

ホーム > 過去の申請

すべての申請

番号	概要説明	事業者	申請者	ステータス	開始日時
CS0010792	【物品】入札参加資格申請	埼玉タロウ株式会社	埼玉 2 太郎	クローズ済み	2023-10-10 17:15:55
CS0010791	ユーザー情報変更	埼玉タロウ株式会社	埼玉 2 太郎	クローズ済み	2023-10-10 17:14:47
CS0010789	【物品】入札参加資格申請	埼玉タロウ株式会社	埼玉 2 太郎	クローズ済み	2023-10-10 16:46:02

ホーム > 申請フォーム

【物品】入札参加資格申請

- 埼玉 2 太郎  
2022-10-26 15:30:27  
転写20221013.csv  
3.8 KB
- 埼玉 2 太郎  
2022-10-14 11:20:45  
てすと.xlsx  
518 KB
- 埼玉 2 太郎  
2022-10-14 11:18:07  
てすと.xlsx  
518 KB
- 埼玉 2 太郎  
2022-10-12 01:11:36  
CS0002646 作成日

開始



## ● 複数事業者の書類を送付する場合 ●

本社の担当者が複数の営業所の書類を送付する場合  
行政書士が複数の事業所の代理申請をする場合

事業者申請ポータル「事業者登録」をしていない場合、本社情報 又は 行政書士の情報で事業者登録を実施してください。書類は事業者ごとにアップロードしてください。

注) 事業所ごとの登録は不要です。

事業者登録

注) 事業所ごとの登録は不要です。

区分

法人：法人（医療法人会等）  
個人事業主等：個人事業主、医師、医療機関（医療）

事業者情報

事業者名

法人の場合：法人名  
個人事業主の場合：屋号もしくは代表者氏名  
個人の場合：個人の氏名

法人番号

13桁の法人番号を半角数字で入力してください。

代表者姓

個人の場合は個人の姓を記載してください。

管理者情報

管理者とは、本システムにおいてアカウント管理を行う方です。  
法人の場合は代表者本人以外を設定いただくことも可能ですが、個人事業主または個人の場合は事業主自身または個人本人の情報を登録してください。  
※本システムでは、すでに登録されているユーザー名、メールアドレスの登録は出来ませんのでご注意ください。

ユーザー名

ユーザー名は、半角英数字記号で6文字以上40文字以内で任意の文字列が指定可能です。  
使用可能な記号：!#\$%&\*+-=?^\_[]{}~.@`

事業者ポータルへのログイン時に使用しますので、

連絡先メールアドレス

埼玉県事業者ポータルではこのメールアドレスで登録されたメールアドレスに、登録完了メールを送信します。  
当該メールを受信できるよう事前に設定してください。  
【注意】医師の場合、個人ごとのメールアドレスで登録してください。

姓

管理者情報は、申請事務を行う担当者情報を入力してください。  
登録後、管理者情報に入力された連絡先メールアドレスあてに、メールが届きます。

また、事業者申請ポータルでの提出が難しい場合はメール又は郵送でも御提出できます。

【メール送付先】 a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名を「【業者番号・事業者名】更新申請書類提出」として送信してください。

【郵送先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県入札審査課 物品等共同受付窓口

封筒に「7・8年度更新申請書類在中」と記入の上、信書扱いでお送りください。

## ● 書類を追加で送りたいとき ●

事業者申請ポータルからの書類が提出できるのは1回のみとなります。

書類を提出後に、新たに書類を追加で送りたいときは、メールでご提出ください。

【メール宛先】 a5770-09@pref.saitama.lg.jp

【件名】 【業者番号・事業者名】書類追加提出

## 7 審査結果を確認する

審査終了後（令和7年3月末）、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。令和7年4月1日に希望した各自治体の名簿に登録され、4月7日以降、システムで審査結果通知書のダウンロード及び登録内容の確認ができます。

### (1) 審査結果通知書を確認

The image shows two screenshots of a web application interface. The top screenshot is titled "競争入札参加資格申請受付メインページ (物品等)". It lists the steps for internet application: 1. New application (regular), 2. New application (ad-hoc), and 3. Login. The "Login" step is circled in red, and a red box with the text "「ログイン」を選択" (Select "Login") has an arrow pointing to it. Below the list are several menu items: 変更申請書作成, 抹消申出作成, 更新申請書作成, 一時保存データ修正, 登録内容確認, and パスワード更新. The bottom screenshot is titled "競争参加資格申請受付システムメインページ". It shows a menu with options like 一時保存データ修正, 変更申請書作成, 抹消申出作成, 更新申請書作成, 登録内容確認, and パスワード更新. The "登録内容確認" option is circled in red, with a red box containing the text "登録内容の確認" and an arrow pointing to it. Below the menu is a table with columns for "申請状況確認" and "ステータス". The table lists three entries: 埼玉県 (審査済), 加須市 (審査済), and 伊奈町 (審査済). To the right of the table is a "格付通知書" (Rating Notification) section with three "ダウンロード" (Download) buttons, each circled in red. A red box contains the text "結果通知書の閲覧・ダウンロード" (View/Download result notification) with an arrow pointing to the download buttons.

※ 審査結果通知書はPDF形式です。御覧いただくにはAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない場合は次にアクセスしてインストールしてください。

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>



### (2) 登録内容を変更する場合

登録内容を変更する場合、変更申請を行ってください。変更申請の対象の確認や手続き等については「**変更申請の手引**」を御覧ください。



## 8 名簿登録後の注意事項

---

### (1) 電子証明書の取得・利用者登録

システムを利用した「電子入札」や「電子見積り合わせ」に参加するには、電子証明書の取得と、利用者登録（電子証明書をシステムで利用する手続き）が必要です。詳しくは、県のホームページ（利用可能な電子証明書）を御覧ください。電子証明書について不明な点は、埼玉県電子入札ヘルプデスクへお問い合わせください。電話 048-830-2263（平日8:30～17:00）

### (2) 変更申請が必要な事項

次の事項に変更があった場合は変更申請が必要です。詳しくは「変更申請の手引」を御覧ください。

- ① 本社の商号・名称
- ② 代表者・代表者職名
- ③ 本社所在地
- ④ 契約者の商号・名称
- ⑤ 契約者・契約者職名
- ⑥ 契約者所在地
- ⑦ 資本金
- ⑧ 使用印鑑（使用印鑑届を提出している場合）

### (3) パスワードの管理

申請時に登録したパスワードの有効期限は2年間です。

パスワードを忘れた場合、パスワード再発行申請を行ってください。

### (4) 報告が必要な事項

次の事項に該当した場合、速やかに埼玉県入札審査課審査担当へ連絡ください。

- ① 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ② 営業停止命令を受けたとき。
- ③ 個人事業主が死亡したとき。又は法人が解散したとき。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ⑤ 営業に関し必要な登録、免許、許可等が取消されたとき。
- ⑥ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。
- ⑦ 埼玉県内で事故等を起こしたとき。
- ⑧ 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- ⑨ 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき。

## (5) 競争入札参加資格の取消し等

次の事項に該当した場合、各自治体の規定により、参加資格を取消し又入札参加停止の措置を行うことがあります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ② 次のいずれかに該当する者となったとき（不正の行為をした者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
  - キ 上記により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
  - ク その他契約の相手方として不相当と認められる者。
- ③ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ④ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。
- ⑥ 刑法第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。
- ⑦ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格であると認めるとき。

## 9 提出書類一覧（更新申請用）

### （1）必ず提出する書類

書類名	説明
受付票・データ登録確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「競争入札参加資格申請受付システム」で申請データを送信すると、出力できるようになります。</li> <li>必ず送信後のものを添付してください。</li> <li>・送信後にデータの修正はできません。誤りがあった場合は、出力された「データ登録確認」に赤字で見え消しし、正しい内容を記入して、送信してください。</li> </ul>
確認書【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの入力データと相違ないか確認してください。</li> </ul>
法人税（申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書 法人「その3の3」 個人「その3の2」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内に交付されたもの。</li> <li>・税務署で発行（新設の場合も必要）。</li> <li>・未納の税額がない旨の記載があることが必要。</li> <li>・納税猶予の許可を受けていて猶予事由として新型コロナウイルスの記載がある場合はご相談ください。</li> </ul>
（法人のみ） 決算書類（単独決算） ① 表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの） ② 貸借対照表 ③ 損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日直前1事業年度分。</li> <li>・申請日直前の決算書の期間が12か月に満たない場合、申請日直前2事業年度分。</li> <li>・企業グループ全体の連結決算ではなく、当該法人の単独決算が分かるものであること。</li> </ul>
（個人のみ） 所得税確定申告書の添付書類	<p>所得税確定申告書の添付書類のうち、次のいずれかの書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告者は所得税青色申告決算書（①表紙、②月別売上（収入金額）及び仕入金額、③貸借対照表）</li> <li>・白色申告者は収支内訳書</li> </ul>

## (2) 申請の内容によって提出する書類

書類名	説明
委任状【様式2】	<p>«契約権限等を委任する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの「契約者情報」と相違ないか確認してください。</li> <li>・押印は不要です。</li> </ul>
(法人のみ) 履歴事項証明書 (商業・法人登記簿謄本)	<p>«本社住所・代表者・資本金を変更する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内に交付されたもの。</li> <li>・法務局又は地方法務局（支局・出張所）で発行。</li> </ul>
障害者雇用状況報告書	<p>«「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書を提出して不足数なし」を登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用状況報告書の添付義務のある事業者（従業員40人以上）で障害者法定雇用率を達成している事業者</li> <li>・公共職業安定所（ハローワーク）に提出した直近の報告書</li> </ul>
契約実績表 【様式自由 参考様式4】	<p>«申請日前、過去2年間に官公署との契約実績がある場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の相手方、契約年月日、契約金額（税込み）、契約名を記載してください。</li> <li>・提出した場合、電子申請の「過去2年間の官公署との契約実績」欄の入力は不要。</li> </ul>
①ISO14001 認証取得登録証 ②エコアクション21 認証・登録証 ③埼玉エコアップ認証 ④埼玉県SDGsパートナー登録 ⑤埼玉県環境SDGs取組宣言企業 ⑥多様な働き方実践企業認定 ⑦パートナーシップ構築宣言企業 (いずれか一つ)	<p>«「環境配慮状況」を「配慮あり」で登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①ISO14001、②エコアクション21の認証を取得している事業者は、いずれかの認証登録証のPDFを提出してください。 本社等で取得している場合も含む。 外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。</li> <li>・③～⑦については、書類の提出は不要です。</li> </ul>
ISO9001 認証取得登録証 (認証取得業務の範囲がわかる付属書を含む)	<p>«「ISO9001 登録状況」を「登録あり」で登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証取得業務が申請する業種に関連したものであること。</li> <li>・本社等で取得している場合も含む。</li> <li>・外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。</li> </ul>
営業許可書等	<p>«営業に許可等（登録、免許、許可等）が必要な営業品目を申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可等（申請日現在で有効な許可等）を受けていることを証明する書類</li> <li>・すでに有効期間内の許可書を提出されている場合は提出不要です。</li> </ul>

書類名	説明
行政書士委任状	<p>《行政書士による代理申請の場合》</p> <p>様式は自由です。委任範囲がわかるものをご提出ください。</p>
同意書【様式 3】	<p>《個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年である場合に提出》・申請日前 3 か月以内に作成したもの。</p>

### (3) 申請自治体によって提出する書類

書類名	説明
市（町）民税等納税関係書類	<p>市町を登録する場合で、条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の名称等は市町で異なります。</li> <li>・提出が不要な場合がありますので「10 自治体別提出書類早見表」を確認してください。</li> </ul>
使用印鑑届【様式 5】	<p>《ふじみ野市を登録する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑は、入札・見積り・契約等に使用する印を押印してください。</li> </ul>
事業所の写真・案内図【様式 6】	<p>《上尾市、川口市、川越市、越谷市、さいたま市、秩父市、戸田市、富士見市、ふじみ野市を登録する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出が不要な場合がありますので「10 自治体別提出書類早見表」を確認してください。</li> </ul>

# 10 自治体別提出書類早見表

自治体名	書類名	説明
埼玉県	①【個人】 納税証明書 「個人住民税の納税証明書」	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に住所がある事業者»（県内に住所地がない場合は不要） ・申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・住所地のある市町村で発行されたもの。 ・「現在において滞納（未納）の税額がないこと」の旨の記載があること。 ・滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書
	納税証明書（県税 法人県民税・法 人事業税・個人事業税） （システム上で納税状況の照会につい て同意した場合、原則として、提出 は不要）	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に事業所（本社、 支社、支店等）がある事業者（法人・個人）» ・納付後間もないなど、納税状況がシステムで確認で きないときは、申請者に納税証明書の提出を求めるこ とがあります。 ・県内で事業開始後の決算が未到来の場合、県税事務 所に提出した「法人の設立等報告書」（法人）、「事 業開業報告書」（個人）の写しを提出してください。
	提出書類については事前相談後にご 案内いたします  （問合せ先） 埼玉県総務部入札審査課 審査担当 電話：048-830-5775	企業合併、分割、営業譲渡の場合（埼玉県に登録） ・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合 で、承継時の財務関係書類等による格付を希望する法 人は、事前にご相談ください。

自治体名	書類名	説明
上尾市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・写真は申請日前3か月以内に撮影されたもの。 ・カラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市税に未納がないことの 証明書 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・市税に未納がないことの証明書（証明書発行センターで発行） ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	③【法人】 法人（設立・解散・異動 等）届出の「事業証明 書」 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・上尾市内の事業所が確認できる証明書（証明書発行センターで発行） ・証明書は申請日前3か月以内に交付されたもの。
	④【法人・個人】 事業所実態調査票 〔様式7〕 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
朝霞市	【法人】 法人市民税の納 税証明書 【個人】 個人市民税の納 税証明書 (システム上で納税状況の 照会について同意した場 合、原則として不要)	申請する事業所が朝霞市内にある場合 ・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
春日部市	【法人・個人】 市税に未納がないことの 証明書 (システム上で納税状況の 照会について同意した場 合、原則として不要)	春日部市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。



自治体名	書類名	説明
<b>加須市</b> ※当市の令和7・8年度入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用しません。	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、加須市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
<b>川口市</b>	①【法人・個人】 市税等の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。 【調査の対象となる税目等】 ・市民税（法人：法人市民税／個人事業者：個人市民税） ・特別徴収分の個人市民税 ・固定資産税（土地・家屋・償却資産） ・都市計画税 ・事業所税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税（個人事業者のみ） ・使用料、違約金、損害賠償請求金等本市が保有する債権
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 （市内事業者のみ）	川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。

自治体名	① 書類名	説明
川越市	①【法人・個人】 納税証明等申請書兼証明書 書<写し可>	<p>申請する事業所が川越市内にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内のもの (発行:川越市収税課、各市民センター及び川越駅西口連絡所)</li> <li>・川越市契約課のホームページにある市指定様式により証明を受けてください(川越市ホームページ&gt;事業者向け情報&gt;入札のひろば&gt;入札参加資格&gt;登録・変更等&gt;物品等入札参加資格審査用市指定様式(納税証明等申請書兼証明書))。</li> </ul> <p><a href="https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/nyusatsunohiroba/nyusatsusanka/entry/buppinyoushiki2024.html">https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/nyusatsunohiroba/nyusatsusanka/entry/buppinyoushiki2024.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務がある税目で未納がある場合、資格審査を受けることができません。</li> <li>・証明書の記入方法等は、川越市ホームページ掲載の市指定様式内の記入要領を参照してください。</li> </ul>
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 [様式6] (市内事業者のみ)	<p>申請する事業所が川越市内にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。</li> <li>・写真はカラーでスキャンをして提出してください。</li> <li>・申請日から3か月以内に撮影されたもの。</li> </ul>
北本市	【法人】法人市民税の納税証明書 【個人】個人市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	<p>【法人】申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合</p> <p>【個人】申請者の住所が北本市内にある場合</p> <p>※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。</p> <p>※納税証明書を提出する場合は、直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>
行田市	【法人】法人市民税の納税証明書 【個人】個人市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	<p>申請事業所の所在地に関わらず、行田市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</li> </ul>

自治体名	書類名	説明
<b>久喜市</b> ※電子入札の対象案件を拡大しますので、電子入札の準備をお願いします。  ※当市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用します。	<b>【法人】 法人市民税の納税証明書</b>  <b>【個人】 個人市民税の納税証明書</b>	申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合  ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
<b>熊谷市</b>	<b>【法人】 法人市民税の納税証明書</b>  <b>【個人】 個人市民税の納税証明書</b>	申請事業所の所在地に関わらず、熊谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合  ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
<b>鴻巣市</b> ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	<b>【法人・個人】</b> 市税に未納税額のないことの証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請する事業所（本店、支店、営業所等）が鴻巣市内にある場合 納税状況が確認できない場合、未納税額のないことの証明書の提出を求めることがあります。  ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
<b>越谷市</b>	① 市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
	② <b>【法人・個人】</b> 事業所の写真・案内図 (市内業者のみ)	<b>申請する事業所が越谷市内にある場合</b>  ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。  ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市 契約課契約管 理係 電話：048- 829-1179 直接お問い合 わせくださ い。	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕	受任者を置く事業所の所在地がさいたま市内にある場合のみ（本店は提出不要） ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市民税の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。 ・対象となる税目：【法人】法人市民税、【個人】個人市民税 ・納税猶予の許可を受けている場合はご相談ください。
	③個別情報報告書 〔様式8〕 <u>※エクセル形式で提出してください。</u>	・以下のいずれかもしくは両方該当する場合は提出してください。 1：「建築物管理」のうち、「管理業務、運転業務、点検・検査業務」を申請する事業者 2：個人事業主で代表者がさいたま市内に住所を有する事業者

自治体名	書類名	説明
<p>さいたま市</p> <p>(問合せ先) さいたま市 契約課契約管 理係 電話：048- 829-1179 直接お問い合 わせくださ い。</p>	<p>さいたま市の格付審査について</p> <p>※④～⑧は、格付審査に関する書類になります。格付審査の詳細については、さいたま市ホームページをご覧ください。</p> <p>(<a href="https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p036551.html">https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p036551.html</a>)</p> <p>※⑨を提出する場合は、④～⑧は組合員のものではなく組合等のものを提出してください。さいたま市は組合等の書類のみ加点対象としています。また、障害者雇用についても組合等の状況のみ加点対象としています。</p> <p>※営業期間は「令和7年1月1日」を基準として算出します。</p> <p>※審査結果等については、格付審査の有無に関わらず全ての事業所に対して、令和7年3月末頃に書面でお知らせします。</p>	
	<p>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届 (受理印のあるもの)又は基準適合一般事業主認定通知書(くるみん認定等)</p>	<p><b>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員100人以下の企業等 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した又は同法第15条の2の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点対象となります。</li> <li>(2) 従業員101人以上の企業等 同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準適合一般事業主認定通知書(くるみん認定等)が必要となります。 ・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html">https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html</a>) ・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。 ・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時雇用する労働者の数」で判断します。</li> </ul> </li> </ul>

自治体名	書類名	説明
<p>さいたま市</p> <p>(問合せ先) さいたま市契約課契約管理係 電話：048-829-1179 直接お問い合わせください。</p>	<p>⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）又は基準適合一般事業主認定通知書（えるぼし認定等）</p>	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <p>・申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。</p> <p>(1) 従業員100人以下の企業等</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した又は同法第12条の規定による認定を受けている。</p> <p>※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点対象となります。</p> <p>(2) 従業員101人以上の企業等</p> <p>同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている。</p> <p>※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準適合一般事業主認定通知書（えるぼし認定等）が必要となります。</p> <p>・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html</a>)</p> <p>・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。</p> <p>・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時雇用する労働者の数」で判断します。</p>
	<p>⑥以下のいずれかの書類</p> <p>(1) さいたま市と締結している包括連携協定書</p> <p>(2) さいたま市SDGs認証企業認証書</p> <p>(3) さいたま市健康経営企業認定証</p> <p>(4) さいたま健幸ネットワークに加入</p>	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <p>・以下のいずれかに該当する場合は提出してください。</p> <p>(1) さいたま市と包括連携協定を締結している者</p> <p>(2) さいたま市SDGs認証企業として認証されている者</p> <p>(3) さいたま市健康経営企業として認定されている者</p> <p>(4) さいたま健幸ネットワークの提出書類はありません</p>
	<p>⑦ISO9001認証取得登録証</p> <p>（共通書類で申請業種に関連した登録証を提出する場合は不要）</p>	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <p>・認証取得業務が申請業種に関連しないが、ISO9001を取得している場合は、提出してください。</p> <p>※さいたま市は認証範囲を問いません。</p>

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市契約課契約管理係 電話：048-829-1179 直接お問い合わせください。	⑧ ISO14001 認証取得登録証又はエコアクション21 認証・登録証 (共通書類で提出する場合は不要)	<b>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</b> さいたま市が「環境配慮状況」で加点对象としているものは、「ISO14001 又はエコアクション21」のみとなります。加点を希望される場合は、共通書類で「ISO14001 認証取得登録証又はエコアクション21 認証・登録証」を提出してください。
	⑨ 組合員名簿及び役員名簿 (任意様式)	<b>中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づく中小企業等協同組合及び、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) に基づく中小企業団体等に該当する場合のみ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在の名簿を提出してください。</li> <li>・組合員名簿には、全組合員名、その代表者氏名及び営業所所在地を記入してください。</li> <li>・役員名簿には、役員氏名、役職名及び所属事業者名を記入してください。</li> </ul>
	⑩ (該当する場合のみ) 【法人】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【個人】身分 (元) 証明書及び登記されていないことの証明書	<b>有限責任事業組合 (LLP) に該当する場合のみ</b> 全組合分の書類を提出してください。
	⑪ <u>承継の提出書類については</u> 下記にてご案内いたします。 (承継についての問合せ先) 埼玉県総務部入札審査課 審査担当 (物品) 電話：048-830-5775	<b>企業合併、分割、営業譲渡の場合 (さいたま市に建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合で、承継時の財務関係書類等による格付を希望する法人は、事前に問合せ先にご相談ください。</li> </ul>



自治体名	書類名	説明
<b>坂戸市</b> ※原則、電子入札で執行する予定です。電子入札の準備をお願いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請する事業所（本店、支店、営業所等）が坂戸市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて徴収猶予通知書（該当する場合のみ）	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（坂戸市発行の「徴収猶予通知書」（写し）及び新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予であることがわかる書類も併せて添付）。
	その他留意事項 【所在地区分】 坂戸市の所在地区分は下記のとおりとなります。 (1)市内…申請事業所（本社、本店）が坂戸市内に所在する者 (2)準市内…申請事業所（本社、本店以外の支店、営業所等）が坂戸市内に所在する者 (3)近隣…申請事業所が川越市、東松山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町に所在する者 (4)県内…申請事業所が前記(1)、(2)、(3)以外の埼玉県内に所在する者 (5)県外…申請事業所が埼玉県外に所在する者  【坂戸地区衛生組合への申請について】 令和7・8年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用します。そのため、坂戸地区衛生組合が発注する競争入札又は随意契約（見積り）に参加を希望する事業者は、坂戸市への競争入札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。	
<b>狭山市</b>	【法人・個人】 滞納なし証明書	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、狭山市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が狭山市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
<b>志木市</b>	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、志木市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
白岡市 ※当市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用します。	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、白岡市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
秩父市	①【法人・個人】 市税の未納税額のないことの証明書（写し可） (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、秩父市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・秩父市が発行したもので申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・納税状況が確認できない場合、証明書の提出を求めることがあります。 ※ただし、システム上で納税状況の照会について同意していても、 <b>市外の事業者</b> で秩父市に納税義務がある場合は、「市税の未納税額のないことの証明書」を提出してください。（申請事業所以外（本店や他事業所）で秩父市に納税義務のある場合も含む）
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (準市内事業者のみ)	② 本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者（準市内事業者）のみ提出してください。 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	③【法人・個人】 事業所実態調査票 〔様式9〕 (準市内事業者のみ)	本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者（準市内事業者）のみ提出してください。 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
所沢市	【法人・個人】 市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、所沢市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が所沢市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。

自治体名	書類名	説明
戸田市	①【法人・個人】 市税完納証明書（写し 可）	申請事業所の所在地に関わらず、戸田市内に事業所（本店、支店、 営業所等）がある場合 ・ 戸田市が申請日前 3 か月以内に発行したもの。  （窓口：2 階収納推進課）
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式 6〕	申請する事業所の所在地が戸田市内にある場合（本店、本社の場合 は提出不要） ・ 写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び 事業所内部が広範囲に写っているものを各 1 枚添付してください。 ・ 白黒写真は不可とします。 ・ 案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してくだ さい。
蓮田市	【法人】 法人市民税の納 税証明書  【個人】 個人市民税の納 税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、蓮田市内に事業所（本店、支店、 営業所等）がある場合 ・ 直近 1 年分の納税証明で、申請日前 3 か月以内に交付されたも の。
羽生市	【法人】 法人市民税の納 税証明書  【個人】 個人市民税の納 税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、羽生市内に事業所（本店、支店、 営業所等）がある場合 ・ 直近 1 年分の納税証明で、申請日前 3 か月以内に交付されたも の。

※令和 7 年度か  
ら入札案件は電  
子入札の導入を  
予定していま  
す。電子入札の  
準備をお願いし  
ます。

自治体名	書類名	説明
<p>東松山市</p>	<p>【法人・個人】 市税等の納税証明書</p>	<p>【法人の場合】 申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、個人住民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合 申請日前3か月以内に発行した納税証明書を添付してください。 法人市民税については、直近1年分 個人住民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、当該年度分 ※ 法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書（受付印のあるもの）の写しを提出してください。</p> <p>【個人の場合】 ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、個人名義で「個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合 申請日前3か月以内に発行した当該年度分の納税証明書を添付してください。</p>
<p>日高市</p> <p>※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。</p>	<p>【法人・個人】 市税納税証明書 &lt;写し可&gt;</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、日高市内に事業所（本店/支店/営業所等）がある事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内に市（税務課）が発行したもの。</li> <li>・日高市管財課のホームページにある市指定様式により税務課にて証明を受けてください（日高市ホームページ&gt;組織から探す&gt;管財課&gt;契約検査担当&gt;競争入札参加資格関係&gt;（様式）市税納税証明願）。</li> <li>・法人市民税に関し、法人設立後又は営業所等を構えて、申告期限を迎えていないため証明が出ない場合は、税務課収受印のある法人設立届出書（設立/設置）の写しを提出してください。</li> </ul>

自治体名	書類名	説明
深谷市	①【法人・個人】 市税に滞納がないことの 証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、深谷市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合  【個人】申請者の住所が深谷市内にある場合  ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合 深谷市が発行した「徴収猶予許可通知書」も併せて添付してください。
富士見市	①【法人】法人市民税の 納税証明書  【個人】個人市民税の 納税証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、富士見市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合  ・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	申請する事業所が富士見市内にある場合  ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。
ふじみ野市	①【法人】法人市民税の 納税証明書  【個人】個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、ふじみ野市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合  ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②使用印鑑届〔様式5〕	ふじみ野市に申請する全申請者が提出してください。
	③【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	申請する事業所がふじみ野市内にある場合  ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。

自治体名	書類名	説明
<b>本庄市</b> ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	市税に滞納がないことの 証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、本庄市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】申請者の住所が本庄市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。
<b>三郷市</b>	【法人】法人市民税の納税証明書 【個人】個人市民税の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	申請事業所の所在地に関わらず、三郷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合。 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。
<b>吉川市</b>	①市民税の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。

自治体名	書類名	説明
伊奈町	<p>【法人】 法人町民税の納税証明書</p> <p>【個人】 個人町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、伊奈町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>
小鹿野町	<p>町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>
神川町	<p>町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>
上里町	<p>町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>
川島町	<p>【法人】 法人町民税の納税証明書</p> <p>【個人】 個人町民税の納税証明書</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、川島町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>
長瀬町	<p>町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>
鳩山町	<p>町民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。</p>



自治体名	書類名	説明
美里町 ※令和7年度から電子入札に移行する予定です。電子入札の準備をお願いします。	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、美里町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
皆野町	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、皆野町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
三芳町	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、三芳町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
毛呂山町	町民税の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。
横瀬町 ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、横瀬町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
吉見町	町民税の納税証明書 （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要）	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。
寄居町	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、寄居町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

物品等競争入札参加資格審査 問い合わせ先

共同受付参加自治体

自治体名	担当課	電話番号
埼玉県	入札審査課審査担当	048-830-5775
上尾市	契約検査課契約担当	048-775-5116
朝霞市	契約検査課入札契約係	048-463-2488
春日部市	契約課契約担当	048-736-1128
加須市	管理契約課管理契約担当	0480-62-1111 (内線394)
川口市	理財部 契約課 物品契約係	048-258-1235
川越市	契約課物品担当	049-224-5632
北本市	財政課契約・検査担当	048-594-5513
行田市	契約検査課契約担当	048-556-1111 (内線213)
久喜市	財政課契約係	0480-22-1111
熊谷市	契約課総務係	048-524-1111 (内線511)
鴻巣市	契約検査課	048-541-9255
越谷市	契約課	048-963-9131
さいたま市	契約課契約管理係	048-829-1179
坂戸市	財政課契約検査係	049-283-1331 (内線246)
狭山市	契約検査課	04-2936-9887
志木市	行政管理課 文書統計・発注管財グループ	048-473-1112
白岡市	財政課工事検査室	0480-31-9053 (直通)
秩父市	契約課	0494-25-5216
所沢市	契約課物品契約グループ	04-2998-9058
戸田市	管財入札課入札担当	048-441-1800 (内線421)
蓮田市	契約検査課	048-768-3111 (内線281)
羽生市	契約検査課	048-561-1121 (内線324)
東松山市	契約検査課契約担当	0493-21-1445
日高市	管財課契約検査担当	042-989-2111 (内線1805・1806)
深谷市	契約検査課契約係	048-574-6634
富士見市	総務課契約検査担当	049-252-7130
ふじみ野市	契約・法務課契約・検査係	049-262-9010
本庄市	財政課契約検査係	0495-25-1165
三郷市	契約課	048-930-7767
吉川市	財政課	048-982-5966

自治体名	担当課	電話番号
伊奈町	総務課	048-721-2111
小鹿野町	総合政策課契約担当	0494-75-4196
神川町	総務課	0495-77-2114
上里町	総務課管財契約係	0495-35-1234 (直)
川島町	政策推進課	049-299-1752
長瀬町	企画財政課	0494-66-3111 (内線222)
鳩山町	政策財政課	049-296-1212
美里町	総合政策課	0495-76-1114
皆野町	総務課情報管財担当	0494-62-1231 (直)
三芳町	施設マネジメント課 管財契約担当	049-258-0019 (内線452・453・454)
毛呂山町	管財課管財係	049-295-2112 (内線541)
横瀬町	まち経営課	0494-25-0112
吉見町	総合政策課	0493-54-1516
寄居町	財務課管財契約班	048-581-2121(内線322・324)

# 【巻末資料1】 業種表・営業品目一覧

1 販売、2 賃貸			
販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>01 OA機器・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- CADソフトウェア	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> OA用品	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> OA機器 (パソコン除く)	
4	<input type="checkbox"/>	- ソフトウェア	
5	<input type="checkbox"/>	- トナーカートリッジ	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> パソコン (付属品含む)	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> パソコンシステム (配線工事を伴うもの)	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> プロッタ	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 磁気カードリーダー	
10	<input type="checkbox"/>	- 電子印鑑	
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 汎用コンピュータ	
<b>02 文具・事務機器・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 印刷用機器類	不要
2	<input type="checkbox"/>	- 印刷用消耗品	
3	<input type="checkbox"/>	- ゴム印	
4	<input type="checkbox"/>	- シール・ステッカー	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事務用機器類	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設計製図用機器類	
7	<input type="checkbox"/>	- 単票伝票・連続伝票	
8	<input type="checkbox"/>	- 文房具	
9	<input type="checkbox"/>	- マスターペーパー	
10	<input type="checkbox"/>	- 窓空き封筒	
11	<input type="checkbox"/>	- レントゲン袋	
12	<input type="checkbox"/>	- 印鑑	
13	<input type="checkbox"/>	- 漢字プリンタ用応用紙	
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 看板印刷用大型プリンター	
15	<input type="checkbox"/>	- 中質紙	
16	<input type="checkbox"/>	- 電子複写機用紙	
17	<input type="checkbox"/>	- 板目紙	
18	<input type="checkbox"/>	- 封筒類 (窓空き封筒を除く)	
19	<input type="checkbox"/>	- 保存箱	
20	<input type="checkbox"/>	- 包装紙	
21	<input type="checkbox"/>	- その他和洋紙・紙加工品	
<b>03 書籍</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電子媒体書籍	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地図	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 医学書	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 住宅地図	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 書籍全般	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地形図	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地質図	
<b>04 家具</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鋼製家具類	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 木製家具類	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 移動棚	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学校用家具 (鋼製類)	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学校用家具 (木製類)	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 作業台	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 書庫	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 図書室用家具 (鋼製類)	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 図書室用家具 (木製類)	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 展示用家具 (ショーケースなど)	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可の提出が必要です。  
 (注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
 (注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

<b>05 室内装備品 (屋内装飾品)</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> カーテン	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> カーペット	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ブラインド・スクリーン	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 暗幕	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 玄関マット等	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 紅白幕	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 畳 (柔道畳を除く)	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他室内装備品 (屋内装飾品)	
<b>06 厨房機器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガスレンジ・ガステーブル	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> コンベクションオープン	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 陳列ケース (冷凍・冷蔵を含む)	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 温水ボイラー	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 給茶器	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 浄水器	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 食器類	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 食材棚	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 生ゴミ処理機	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 製氷器	
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 茶道具	
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調理台	
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 湯沸器	
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 配膳卓	
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 流し台	
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他一般用調理器具	
#	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他業務用厨房機器	
<b>07 建具</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- サッシ	不要
2	<input type="checkbox"/>	- ドア	
3	<input type="checkbox"/>	- ふすま	
4	<input type="checkbox"/>	- 雨戸	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 各種シャッター	
6	<input type="checkbox"/>	- 戸	
7	<input type="checkbox"/>	- 障子	
8	<input type="checkbox"/>	- 網戸	
9	<input type="checkbox"/>	- その他建具	
<b>08 舞台装置</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 演台	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 舞台照明 (調光器含む)	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 舞台道具 (大道具・小道具)	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 舞台幕	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 緞帳	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他舞台装置	
<b>09 寝具類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ふとん類	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ベッド (介護、医療用は含まず)	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 乳幼児用ベッド (介護、医療用は含まず)	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他寝具類	

販売 賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>10 車輛・船舶・バイク・自転車</b>		
1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 乗用自動車	不要
2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ハイブリッド自動車	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電気自動車	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 天然ガス自動車	
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 貨物自動車	
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 福祉車両（リフト車他）	
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 消防車両（ポンプ車・救助工作車・救急車他）	
8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> タンクローリー	
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> トラック（クレーン車・ダンプ車含む）	
10	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> トレーラー	
11	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> バス（マイクロバス含む）	
12	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> バス（福祉・身障者用）	
13	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 改造車	
14	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 自転車（電動アシスト自転車含む）	
15	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> バイク	
16	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> コンテナ	
17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 自動発艇機	
18	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 手動発艇機	
19	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ボート（救難用を含む）	
20	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨット	
21	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 船	
22	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 船外機	
23	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電動カート	
24	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 浮標（ブイ）	
25	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他自動車	
26	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他船・ボート関連品	
<b>11 自動車用品</b>		
1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 自動車用品	不要
2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 微粒子除去装置（DPF）	
3	<input type="checkbox"/> - 補修部品（トラック・バス）	
4	<input type="checkbox"/> - 補修部品（架装）	
<b>12 燃料類</b>		
1	<input type="checkbox"/> - ガソリン	※必要(注1)
2	<input type="checkbox"/> - 軽油	
3	<input type="checkbox"/> - 灯油	
4	<input type="checkbox"/> - 重油	
5	<input type="checkbox"/> - ジェット燃料	
6	<input type="checkbox"/> - ペレット	
7	<input type="checkbox"/> - 液化石油ガス・都市ガス	
8	<input type="checkbox"/> - 石炭製品	
9	<input type="checkbox"/> - その他燃料類（豆炭・練炭など）	
10	<input type="checkbox"/> - 電力	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

<b>13 医療機器</b>		
1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 健康診断用測定検査機器	※必要(注2)
2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 救急・予防処置用機器	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医療用一般設置機器	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 手術室設備機器類	
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医療用画像診断装置	
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 生理機能検査測定装置	
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 検体検査用機器類	
8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内臓機能等検査測定機器類	
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 歯科用診療機器	
10	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 眼科用診療機器	
11	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科用診療機器	
12	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 産婦人科用診療機器	
13	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 身体機能・感覚機能測定評価機器類	
14	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 知覚神経及び心理学診察等機器類	
15	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適正検査器・知能テスト	
16	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 物理療法用機器類	
17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 運動療法用機器類	
18	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業療法用機器類	
19	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 義肢装具、補装具類	
20	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 調剤関連機器類	
21	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医薬品注入器	
22	<input type="checkbox"/> - 医療用消耗品類	
23	<input type="checkbox"/> - 衛生材料類	
<b>14 医療用薬品</b>		
1	<input type="checkbox"/> - 医療用医薬品	※必要
2	<input type="checkbox"/> - 一般用医薬品	
3	<input type="checkbox"/> - 医療用ガス	
4	<input type="checkbox"/> - 救急セット	
<b>15 介護機器</b>		
1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 車椅子	不要
2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 車椅子（スポーツ用）	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 車椅子入浴装置	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 移動補助機器	
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 手すり	
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 昇降キッチン	
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 段差解消機	
8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 床ずれ予防用品	
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 入浴介護機器	
10	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> トイレ介護機器	
11	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 食事補助機器	
12	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> コミュニケーション機器	
13	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 視覚障害者用機器類	
14	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常生活介護機器類	
15	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 生活介護用品	
16	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 育児関連機器類	
17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 介護・医療用ベッド、周辺用品	
18	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> リハビリテーション機器	
19	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 音声案内板・触知板	
20	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 会話補助機器類	
21	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他介護機器	
<b>16 測量機器</b>		
1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> トータルステーションシステム	不要
2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 光波距離計	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 水平器	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他測量機器	

販売 賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>17 理化学機器</b>		
<input type="checkbox"/>	PH計	不要
<input type="checkbox"/>	エアサンプラー	
<input type="checkbox"/>	オシロスコープ	
<input type="checkbox"/>	クリーンルーム・クリーンベンチ	
<input type="checkbox"/>	ゴムプラスチック自動比重計	
<input type="checkbox"/>	清浄度検査機器	
<input type="checkbox"/>	データレコーダ	
<input type="checkbox"/>	デジタル騒音計	
<input type="checkbox"/>	ドラフトチャンバー	
<input type="checkbox"/>	マイクロプレートリーダー	
<input type="checkbox"/>	ミクロトーム	
<input type="checkbox"/>	滅菌器・無菌器・滅菌器	
<input type="checkbox"/>	圧力計	
<input type="checkbox"/>	安全キャビネット	
<input type="checkbox"/>	遺伝子解析装置	
<input type="checkbox"/>	引張り・せん断試験機	
<input type="checkbox"/>	遠心分離器	
<input type="checkbox"/>	遠心粉砕機	
<input type="checkbox"/>	温湿度記録計	
<input type="checkbox"/>	気象観測装置(風向風速計など)	
<input type="checkbox"/>	牛、豚、肉質分析装置	
<input type="checkbox"/>	金属探知機	
<input type="checkbox"/>	計量器検査機器	
<input type="checkbox"/>	元素抽出・分析装置(クロマトグラフなど)	
<input type="checkbox"/>	光度計(分光・吸光など)	
<input type="checkbox"/>	恒温恒湿器(インキュベータ)	
<input type="checkbox"/>	恒温槽	
<input type="checkbox"/>	硬度計	
<input type="checkbox"/>	採水器	
<input type="checkbox"/>	酸性雨自動分析装置	
<input type="checkbox"/>	実験台(作業台、流し台を含む)	
<input type="checkbox"/>	車速計	
<input type="checkbox"/>	臭気測定器	
<input type="checkbox"/>	純水製造装置	
<input type="checkbox"/>	色彩色差計	
<input type="checkbox"/>	食品測定機器(糖度計など)	
<input type="checkbox"/>	振とう器	
<input type="checkbox"/>	水質検査キット	
<input type="checkbox"/>	水質測定装置(BOD測定器など)	
<input type="checkbox"/>	水理実験装置	
<input type="checkbox"/>	前処理装置	
<input type="checkbox"/>	送液・減圧・加圧ポンプ	
<input type="checkbox"/>	騒音振動測定装置	
<input type="checkbox"/>	大気測定装置(窒素酸化物測定装置など)	
<input type="checkbox"/>	地震計測定装置	
<input type="checkbox"/>	中和装置	
<input type="checkbox"/>	超音波測定機器	
<input type="checkbox"/>	天秤(電子天秤、天秤台を含む)	
<input type="checkbox"/>	電気泳動装置	
<input type="checkbox"/>	電気電圧測定装置	
<input type="checkbox"/>	土壌測定装置	
<input type="checkbox"/>	動物実験用機器(天秤、手術台)	
<input type="checkbox"/>	粘度計	
<input type="checkbox"/>	培養器	
<input type="checkbox"/>	比重計	
<input type="checkbox"/>	百葉箱	
<input type="checkbox"/>	保冷库(フリーザー、製氷器含む)	

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	放射線測定機器	不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	万能試験機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理化学機材(ワゴン、薬品庫など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理化学用試薬等	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	流量計・水道メーター	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	孵卵器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	攪拌機(マグネチックスターラー)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他ラボ汎用機器(乾燥機、電気炉など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他実験用器具(ルーペ、ピペットなど)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他分析・計量・測定・試験機器	
<b>18 光学機器・時計</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カメラ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遠隔監視カメラ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	顕微鏡	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	顕微鏡(レーザー・電子)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工業用内視鏡	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	時計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	照度計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双眼鏡	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	天体望遠鏡	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他光学機器	
<b>19 空調冷暖房機器</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エアコン	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ガス暖房機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ガスヒートポンプエアコン	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	石油暖房機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ボイラー	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加温機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加湿機・除湿機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	換気扇	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	空気清浄機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送風機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷却塔	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他空調冷暖房機器	
<b>20 家電製品</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家電製品	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	照明器具	
<b>21 視聴覚機器</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDP(プラズマディスプレイ)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	音響機器類	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	視聴覚機器類	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	テレビ会議システム	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	音響設備(ステレオなど)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電光掲示板	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	放送設備(音声調整卓など)	
<b>22 通信放送機器</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通信機器類	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	携帯電話	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電話機	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>2 3 工作機械類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カンナ盤	不要
2	<input type="checkbox"/>	シャーリングマシン	
3	<input type="checkbox"/>	のこ盤	
4	<input type="checkbox"/>	フライス盤	
5	<input type="checkbox"/>	ホブ盤	
6	<input type="checkbox"/>	マシニングセンタ	
7	<input type="checkbox"/>	ワイヤーカット放電加工機	
8	<input type="checkbox"/>	金属加工機	
9	<input type="checkbox"/>	研削盤	
10	<input type="checkbox"/>	工作台	
11	<input type="checkbox"/>	工作用ロボットシステム	
12	<input type="checkbox"/>	作業用工具	
13	<input type="checkbox"/>	切断機	
14	<input type="checkbox"/>	旋盤 (NC含む)	
15	<input type="checkbox"/>	中ぐり盤	
16	<input type="checkbox"/>	電動工具	
17	<input type="checkbox"/>	溶接機	
18	<input type="checkbox"/>	その他工作機械類	
<b>2 4 農業・建設機械類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	エンジンカッター	不要
2	<input type="checkbox"/>	チェンソー	
3	<input type="checkbox"/>	チップパー (枝破砕機)	
4	<input type="checkbox"/>	フォークリフト	
5	<input type="checkbox"/>	ベルトコンベアー	
6	<input type="checkbox"/>	ホイールローダ	
7	<input type="checkbox"/>	運搬車	
8	<input type="checkbox"/>	運搬用機械	
9	<input type="checkbox"/>	給餌機	
10	<input type="checkbox"/>	給水機	
11	<input type="checkbox"/>	搾乳ロボットシステム	
12	<input type="checkbox"/>	散布機	
13	<input type="checkbox"/>	芝刈機	
14	<input type="checkbox"/>	集草機	
15	<input type="checkbox"/>	除雪機	
16	<input type="checkbox"/>	製茶機	
17	<input type="checkbox"/>	草刈機	
18	<input type="checkbox"/>	低温貯蔵庫	
19	<input type="checkbox"/>	噴霧器	
20	<input type="checkbox"/>	防除用機械	
21	<input type="checkbox"/>	その他建設機械類	
22	<input type="checkbox"/>	その他農業機械類	
<b>2 5 その他機械器具</b>			
1	<input type="checkbox"/>	エアシャワーユニット	不要
2	<input type="checkbox"/>	グラウンド整備機器	
3	<input type="checkbox"/>	ゴルフ場整備機器	
4	<input type="checkbox"/>	コンポスト	
5	<input type="checkbox"/>	トイレ・洗面所関連機器	
6	<input type="checkbox"/>	ブロワ	
7	<input type="checkbox"/>	塩素容器収納器	
8	<input type="checkbox"/>	空気圧縮機 (コンプレッサー)	
9	<input type="checkbox"/>	高圧洗浄機	
10	<input type="checkbox"/>	高光度航空障害灯システム	
11	<input type="checkbox"/>	自動制御実験装置	
12	<input type="checkbox"/>	実験実習装置	
13	<input type="checkbox"/>	車両整備機械器具	
14	<input type="checkbox"/>	受変電設備	
15	<input type="checkbox"/>	集塵機	

16	<input type="checkbox"/>	焼却炉	不要
17	<input type="checkbox"/>	水中ポンプ	
18	<input type="checkbox"/>	脱臭装置	
19	<input type="checkbox"/>	配電盤実習装置	
20	<input type="checkbox"/>	発電機	
21	<input type="checkbox"/>	分配器	
22	<input type="checkbox"/>	油圧リフト	
23	<input type="checkbox"/>	その他機械器具	
<b>2 6 教育用教材等</b>			
1	<input type="checkbox"/>	医療教材用標本	不要
2	<input type="checkbox"/>	医療教材用模型	
3	<input type="checkbox"/>	パソコン教育用テキスト	
4	<input type="checkbox"/>	プレス機 (美術・芸術用)	
5	<input type="checkbox"/>	介護福祉体験・実習機器類	
6	<input type="checkbox"/>	楽書	
7	<input type="checkbox"/>	楽譜	
8	<input type="checkbox"/>	看護・保健教育用モデル	
9	<input type="checkbox"/>	岩石切断機	
10	<input type="checkbox"/>	教材用ビデオテープ	
11	<input type="checkbox"/>	高齢者疑似体験装置	
12	<input type="checkbox"/>	採血・注射モデル	
13	<input type="checkbox"/>	作品乾燥棚	
14	<input type="checkbox"/>	指揮台	
15	<input type="checkbox"/>	実習モデル人形	
16	<input type="checkbox"/>	心理検査用具	
17	<input type="checkbox"/>	人体石こう像	
18	<input type="checkbox"/>	性教育指導用具	
19	<input type="checkbox"/>	生体シミュレーター	
20	<input type="checkbox"/>	蘇生訓練用モデル	
21	<input type="checkbox"/>	知能検査用具	
22	<input type="checkbox"/>	電気炉	
23	<input type="checkbox"/>	土練台	
24	<input type="checkbox"/>	陶芸窯	
25	<input type="checkbox"/>	乳幼児発達検査用具	
26	<input type="checkbox"/>	妊婦経過図	
27	<input type="checkbox"/>	妊婦体験ジャケット	
28	<input type="checkbox"/>	粘土台車	
29	<input type="checkbox"/>	粘土練り機	
30	<input type="checkbox"/>	譜面台	
31	<input type="checkbox"/>	保育人形	
32	<input type="checkbox"/>	その他教育用教材	
33	<input type="checkbox"/>	その他音楽教材	
34	<input type="checkbox"/>	その他地学教材	
35	<input type="checkbox"/>	その他幼児教材	
36	<input type="checkbox"/>	その他医療教材	
<b>2 7 遊具類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	屋外遊具施設・用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	屋内遊具施設・用品	
3	<input type="checkbox"/>	ぬいぐるみ	
4	<input type="checkbox"/>	バルーン	
5	<input type="checkbox"/>	ボールプール	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。



販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>28 衣類・帽子・靴</b>			
1	<input type="checkbox"/>	エプロン	不要
2	<input type="checkbox"/>	既製服	
3	<input type="checkbox"/>	靴	
4	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴	
5	<input type="checkbox"/>	注文服	
6	<input type="checkbox"/>	トレーニングウェア（縫製を伴うもの）	
7	<input type="checkbox"/>	ナース靴	
8	<input type="checkbox"/>	バッグ類	
9	<input type="checkbox"/>	安全靴	
10	<input type="checkbox"/>	雨衣	
11	<input type="checkbox"/>	作業用革手袋	
12	<input type="checkbox"/>	手袋・軍手など	
13	<input type="checkbox"/>	白衣	
14	<input type="checkbox"/>	帽子	
15	<input type="checkbox"/>	その他衣服	
16	<input type="checkbox"/>	その他皮革製品	
<b>29 消防・防災・防犯用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	アルファ米	不要
2	<input type="checkbox"/>	オイルフェンス	
3	<input type="checkbox"/>	ガス検知器	
4	<input type="checkbox"/>	非常用食糧	
5	<input type="checkbox"/>	ヘリポート夜間照明	
6	<input type="checkbox"/>	ヘルメット	
7	<input type="checkbox"/>	防災用無線機	
8	<input type="checkbox"/>	リヤカー	
9	<input type="checkbox"/>	煙体験ハウス	
10	<input type="checkbox"/>	化学消化薬剤	
11	<input type="checkbox"/>	火災通報装置	
12	<input type="checkbox"/>	回転灯	
13	<input type="checkbox"/>	簡易トイレ	
14	<input type="checkbox"/>	簡易組立式建物	
15	<input type="checkbox"/>	救助袋	
16	<input type="checkbox"/>	救助用ネットバスケット	
17	<input type="checkbox"/>	緊急時浄水装置	
18	<input type="checkbox"/>	交通安全教育用信号機	
19	<input type="checkbox"/>	交通安全指導用品	
20	<input type="checkbox"/>	交通安全用旗、小物、反射シール等	
21	<input type="checkbox"/>	災害用毛布	
22	<input type="checkbox"/>	消火器	
23	<input type="checkbox"/>	消防服等	
24	<input type="checkbox"/>	投光器	
25	<input type="checkbox"/>	避難器具	
26	<input type="checkbox"/>	非常用水	
27	<input type="checkbox"/>	防災ズキン	
28	<input type="checkbox"/>	防災倉庫	
29	<input type="checkbox"/>	防犯カメラ	
30	<input type="checkbox"/>	誘導灯	
31	<input type="checkbox"/>	その他防犯用品	
32	<input type="checkbox"/>	その他消防・防災用品	
<b>30 スポーツ用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	アウトドア用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	カヌー用品	
3	<input type="checkbox"/>	スポーツタイマー	
4	<input type="checkbox"/>	トレーニング機器（エルゴメーターなど）	
5	<input type="checkbox"/>	プール用品（プールクリーナー等）	
6	<input type="checkbox"/>	フローシート	
7	<input type="checkbox"/>	弓道用品	
8	<input type="checkbox"/>	球技用品	

9	<input type="checkbox"/>	剣道用品	不要
10	<input type="checkbox"/>	射撃競技用品	
11	<input type="checkbox"/>	柔道畳	
12	<input type="checkbox"/>	体操用品	
13	<input type="checkbox"/>	卓球台	
14	<input type="checkbox"/>	登山用品	
15	<input type="checkbox"/>	馬術競技用品	
16	<input type="checkbox"/>	防球ネット	
17	<input type="checkbox"/>	陸上用品	
18	<input type="checkbox"/>	その他スポーツ用品	
19	<input type="checkbox"/>	その他武道用品	
<b>31 楽器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	管楽器	不要
2	<input type="checkbox"/>	鍵盤楽器	
3	<input type="checkbox"/>	弦楽器	
4	<input type="checkbox"/>	打楽器	
5	<input type="checkbox"/>	和楽器	
6	<input type="checkbox"/>	その他楽器	
<b>32 徽章・カップ・美術工芸品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カップ類	不要
2	<input type="checkbox"/>	トロフィー、楯	
3	<input type="checkbox"/>	メダル	
4	<input type="checkbox"/>	徽章（議員バッジなど）	
5	<input type="checkbox"/>	考古品複製品	
6	<input type="checkbox"/>	美術工芸品	
7	<input type="checkbox"/>	文化財複製品	
<b>33 看板・標識・旗・環境美化用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カラーコーン	不要
2	<input type="checkbox"/>	のぼり	
3	<input type="checkbox"/>	バイオトイレ	
4	<input type="checkbox"/>	ワッペン	
5	<input type="checkbox"/>	横断幕	
6	<input type="checkbox"/>	各種看板	
7	<input type="checkbox"/>	各種旗	
8	<input type="checkbox"/>	各種標識	
9	<input type="checkbox"/>	屑入れ（施設用）	
10	<input type="checkbox"/>	掲示板	
11	<input type="checkbox"/>	懸垂幕	
12	<input type="checkbox"/>	犬鑑札票	
13	<input type="checkbox"/>	工事用看板	
14	<input type="checkbox"/>	自発光交差点鏡	
15	<input type="checkbox"/>	室内サイン全般	
16	<input type="checkbox"/>	卓上型国旗	
17	<input type="checkbox"/>	その他環境美化用品	
<b>34 食料品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	飲食料品（非常用は含まず）	不要
<b>35 肥料・飼料・農薬</b>			
1	<input type="checkbox"/>	一般農業用薬品	※必要
2	<input type="checkbox"/>	飼料	不要
3	<input type="checkbox"/>	芝生用薬品	※必要
4	<input type="checkbox"/>	樹木用薬品	
5	<input type="checkbox"/>	肥料	
<b>36 動植物・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	園芸用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	動物用品	
3	<input type="checkbox"/>	植木	
4	<input type="checkbox"/>	生花	
5	<input type="checkbox"/>	動物	

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>37 金物類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- カギ	不要
2	<input type="checkbox"/>	- スコップ類	
3	<input type="checkbox"/>	- 建築金物(釘類・ビニール生子枚)	
4	<input type="checkbox"/>	- 刃物類(鎌など)	
5	<input type="checkbox"/>	- 梯子・脚立	
6	<input type="checkbox"/>	- その他金物類	
<b>38 工業用薬品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- エタノール	※ 必要 (注1) (注2)
2	<input type="checkbox"/>	- 塩化カルシウム	
3	<input type="checkbox"/>	- ポリ塩化アルミニウム	
4	<input type="checkbox"/>	- メタノール	
5	<input type="checkbox"/>	- 液体酸素	
6	<input type="checkbox"/>	- 液体窒素	
7	<input type="checkbox"/>	- 塩化第二鉄	
8	<input type="checkbox"/>	- 塩酸	
9	<input type="checkbox"/>	- 苛性ソーダ	
10	<input type="checkbox"/>	- 活性炭	
11	<input type="checkbox"/>	- 次亜塩素酸カルシウム	
12	<input type="checkbox"/>	- 次亜塩素酸ソーダ	
13	<input type="checkbox"/>	- 硝酸カルシウム	
14	<input type="checkbox"/>	- 水素	
15	<input type="checkbox"/>	- 石灰	
16	<input type="checkbox"/>	- 炭酸ナトリウム(ソーダ灰)	
17	<input type="checkbox"/>	- 動物用薬品	
18	<input type="checkbox"/>	- 硫化水素発生抑制剤	
19	<input type="checkbox"/>	- 硫酸	
20	<input type="checkbox"/>	- 硫酸バンド	
21	<input type="checkbox"/>	- その他工業用薬品	
<b>39 建設資材・部材・材料品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- グレーチング(側溝用)	不要
2	<input type="checkbox"/>	- セメント類	
3	<input type="checkbox"/>	- タイル	
4	<input type="checkbox"/>	- トタン類	
5	<input type="checkbox"/>	- トラロープ	
6	<input type="checkbox"/>	- バリケード	
7	<input type="checkbox"/>	- ボルト類	
8	<input type="checkbox"/>	- マンホール	
9	<input type="checkbox"/>	- 一般塗料	
10	<input type="checkbox"/>	- 下水汚泥焼却炉用流動砂	
11	<input type="checkbox"/>	- 砂・砂利	
12	<input type="checkbox"/>	- 遮水シート	
13	<input type="checkbox"/>	- 集塵機用濾布	
14	<input type="checkbox"/>	- 針金・ナマシ線	
15	<input type="checkbox"/>	- 人工芝	
16	<input type="checkbox"/>	- 道路用塗料	
17	<input type="checkbox"/>	- 壁材	
18	<input type="checkbox"/>	- 濾過砂	
19	<input type="checkbox"/>	- 凍結防止剤	
20	<input type="checkbox"/>	- アスファルト製品(常温合材等)	
21	<input type="checkbox"/>	- コンクリート製品(測溝蓋、境界杭等)	
22	<input type="checkbox"/>	- 道路保安用品(ポストコーン等)	
23	<input type="checkbox"/>	- 交通安全施設資材(反射テープ、反射板等)	
24	<input type="checkbox"/>	- 鋼製品(境界鋸等)	
25	<input type="checkbox"/>	- 鋳鉄製品	
26	<input type="checkbox"/>	- 木材	
27	<input type="checkbox"/>	- その他建設資材	
28	<input type="checkbox"/>	- その他部材・材料品	

40 百貨・ギフト			
1	<input type="checkbox"/>	- 百貨・ギフト	不要
41 その他百貨			不要
1	<input type="checkbox"/>	- アルバム	
2	<input type="checkbox"/>	- おしぼり	
3	<input type="checkbox"/>	- タオル	
4	<input type="checkbox"/>	- プリペイドカード	
5	<input type="checkbox"/>	- ベビー関連用品(ほ乳ビン、椅子など)	
6	<input type="checkbox"/>	- 防塵マスク・めがね	
7	<input type="checkbox"/>	- 各種ティッシュ類	
8	<input type="checkbox"/>	- 写真関連用品	
9	<input type="checkbox"/>	- 清掃用品	
10	<input type="checkbox"/>	- 選挙七つ道具	
11	<input type="checkbox"/>	- その他雑貨	

3 買受け			
50 買受け		営業許可	
1	<input type="checkbox"/>	- 鉄・非鉄くず	不要
2	<input type="checkbox"/>	- 紙・繊維くず	※ 必要
3	<input type="checkbox"/>	- 自動車	
4	<input type="checkbox"/>	- 機械	
5	<input type="checkbox"/>	- 事務機器	
6	<input type="checkbox"/>	- その他の買受け	

4 印刷 (印刷の請負)			
60 印刷(製本含む)		営業許可	
1	<input type="checkbox"/>	- 一般印刷	不要
2	<input type="checkbox"/>	- フォーム印刷	
3	<input type="checkbox"/>	- 封筒印刷	
4	<input type="checkbox"/>	- シール・ラベル印刷	
5	<input type="checkbox"/>	- その他の印刷	
6	<input type="checkbox"/>	- 製本	

5 電算 (電子計算に関する業務)			
70 電算業務		営業許可	
1	<input type="checkbox"/>	- データエントリー	不要
2	<input type="checkbox"/>	- ファシリティ・マネージメント	
3	<input type="checkbox"/>	- ソフトウェア等セットアップ	
4	<input type="checkbox"/>	- システム分析	
5	<input type="checkbox"/>	- システム開発(汎用機系)	
6	<input type="checkbox"/>	- システム開発(PC・CSS系)	
7	<input type="checkbox"/>	- ネットワークシステム設計・構築	
8	<input type="checkbox"/>	- ネットワークシステム運用・保守	
9	<input type="checkbox"/>	- GIS関連業務	
10	<input type="checkbox"/>	- 画像処理関連業務	
11	<input type="checkbox"/>	- CAD/CAM関連業務	
12	<input type="checkbox"/>	- インターネットシステム関連業務	
13	<input type="checkbox"/>	- ホームページ関連業務	
14	<input type="checkbox"/>	- コンピュータ技術教育	
15	<input type="checkbox"/>	- 電子媒体作成関連業務	
16	<input type="checkbox"/>	- セキュリティ関連業務	
17	<input type="checkbox"/>	- データベースサービス	
18	<input type="checkbox"/>	- その他の電算業務	

6 催物、映画、広告、その他の業務		
	営業品目(小分類)	営業許可
80 催物等		
1	<input type="checkbox"/> 催物の企画・運営等関連業務	不要
2	<input type="checkbox"/> 催物の会場設営業務	
3	<input type="checkbox"/> 展示等関連業務	
4	<input type="checkbox"/> 音響・舞台照明等関連業務	
5	<input type="checkbox"/> 製作等関連業務	
6	<input type="checkbox"/> その他催物関連業務	
7	<input type="checkbox"/> 映画又はビデオ制作業務	
8	<input type="checkbox"/> 広告代理業務	
9	<input type="checkbox"/> 写真撮影業務	
81 その他の業務		
1	<input type="checkbox"/> 旅行代理業務	※必要
2	<input type="checkbox"/> 庁内文書集配・発送業務	不要
3	<input type="checkbox"/> 封入及び封かん業務	
4	<input type="checkbox"/> テープ版・点字版発行業務	※必要
5	<input type="checkbox"/> 給食業務	
6	<input type="checkbox"/> 洗濯業務	※必要
7	<input type="checkbox"/> 市場調査業務	不要
8	<input type="checkbox"/> 世論調査業務	
9	<input type="checkbox"/> 広報紙新聞折り込み及び配布業務	
10	<input type="checkbox"/> 統計書類の受入れ、保管、配送業務	
11	<input type="checkbox"/> 施設における中央材料室業務	
12	<input type="checkbox"/> その他業務	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

**【注「81 その他の業務」のうち、「12その他業務」を選択する場合の留意点】**

「13ヘリコプター点検・整備等業務」から「46コールセンター業務」までのいずれかを必ず選択してください。  
※「12その他業務」も合わせて選択することになります。

(「12その他業務」のみの単独の選択はできません。13から46までの営業品目の入力がない場合、入札に参加したい品目が特定できないため、データを削除します。)

**【例「人材派遣業務」を申請する場合】**

- 12  その他業務  
14  人材派遣業務

12と14の両方にチェック

	「12その他業務」の内訳(小分類)	営業許可
13	<input type="checkbox"/> ヘリコプター点検・整備等業務	不要
14	<input type="checkbox"/> 人材派遣業務	※必要
15	<input type="checkbox"/> 旅客運送業務	※必要
16	<input type="checkbox"/> 環境関係測定機器保守業務	不要
17	<input type="checkbox"/> 貨物運送業務	※必要
18	<input type="checkbox"/> 健康診断業務	※必要
19	<input type="checkbox"/> 職員住宅管理業務	不要
20	<input type="checkbox"/> 文書廃棄業務	
21	<input type="checkbox"/> 保険業務	※必要
22	<input type="checkbox"/> コンビニエンスストア収納代行業務	不要
23	<input type="checkbox"/> 速記業務	
24	<input type="checkbox"/> 音声・録音反訳業務	※必要
25	<input type="checkbox"/> 職業紹介業務	
26	<input type="checkbox"/> 放置車両確認業務	不要
27	<input type="checkbox"/> 計装設備点検・検査業務	
28	<input type="checkbox"/> 集計・調査、企画研究、計画策定業務	
29	<input type="checkbox"/> 文化財調査保存修復等関連業務	
30	<input type="checkbox"/> 水質検査業務	
31	<input type="checkbox"/> 漏水調査業務	
32	<input type="checkbox"/> 水道検針料金収納等業務	
33	<input type="checkbox"/> 環境施設運転管理業務	
34	<input type="checkbox"/> 緊急通報システム業務	
35	<input type="checkbox"/> 不法投棄防止パトロール、回収等業務	
36	<input type="checkbox"/> 自転車等撤去業務	
37	<input type="checkbox"/> 医療事務業務	
38	<input type="checkbox"/> 福祉医療介護等業務	
39	<input type="checkbox"/> 理化学検査業務	
40	<input type="checkbox"/> 検体検査業務	
41	<input type="checkbox"/> 臨床検査業務	
42	<input type="checkbox"/> 食品衛生検査業務	
43	<input type="checkbox"/> 車両運行業務	
44	<input type="checkbox"/> 学力検査業務	
45	<input type="checkbox"/> 遊具・体育器具等点検保守業務	
46	<input type="checkbox"/> コールセンター業務	

## 7 建築物管理

		営業品目(小分類)	従業員数	売上	営業許可
<b>90 管理業務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	清掃	人	千円	不要
2	<input type="checkbox"/>	人間警備	人	千円	※必要
3	<input type="checkbox"/>	機械警備	人	千円	※必要
4	<input type="checkbox"/>	環境測定	人	千円	不要
5	<input type="checkbox"/>	殺虫・消毒	人	千円	
6	<input type="checkbox"/>	駐車場管理	人	千円	
<b>91 運転業務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円	不要
2	<input type="checkbox"/>	通信設備	人	千円	
3	<input type="checkbox"/>	空調機械	人	千円	
4	<input type="checkbox"/>	ボイラー	人	千円	
5	<input type="checkbox"/>	冷凍機	人	千円	
6	<input type="checkbox"/>	給排水衛生設備	人	千円	
7	<input type="checkbox"/>	電話交換	人	千円	
<b>92 点検・検査業務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円	不要
2	<input type="checkbox"/>	通信設備	人	千円	
3	<input type="checkbox"/>	空調機械	人	千円	
4	<input type="checkbox"/>	ボイラー	人	千円	
5	<input type="checkbox"/>	冷凍機	人	千円	
6	<input type="checkbox"/>	上水槽・貯水槽清掃	人	千円	
7	<input type="checkbox"/>	給排水衛生設備	人	千円	
8	<input type="checkbox"/>	ガス設備	人	千円	
9	<input type="checkbox"/>	浄化槽保守点検	人	千円	※必要
10	<input type="checkbox"/>	浄化槽清掃	人	千円	※必要
11	<input type="checkbox"/>	搬送運搬設備	人	千円	不要
12	<input type="checkbox"/>	防災設備	人	千円	
<b>93 廃棄物処理業務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	一般廃棄物	人	千円	※必要
2	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物	人	千円	※必要

各営業品目に従事する従業員数です。同一人物が複数の営業品目に従事する場合、適宜配分します。

各営業品目の売上です。複数の営業品目を申請する場合、適宜配分します。

合計人数

合計額

人

千円

従業員数の合計は、総従業員数以下にしてください。超えた場合、エラーになります。

合計額は、決算情報の売上高以下にしてください。超えた場合、エラーになります。

## 【巻末資料2】 営業許可が必要な業種・営業品目一覧

業種表・営業品目については、県のホームページで確認してください。

営業許可が必要な業種・営業品目は次のとおりです。登録する場合、許可書等を提出してください。

業種・営業品目		必要な許可・届出等		
販売	12 燃料類（注1）	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業	<input type="checkbox"/> 一般ガス事業・ガス小売事業	
		<input type="checkbox"/> 簡易ガス事業	<input type="checkbox"/> 揮発油販売業	
		<input type="checkbox"/> 石油販売業	<input type="checkbox"/> 小売電気事業	
	13 医療機器（注2）	<input type="checkbox"/> 医療機器販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等販売業（注3）	
		<input type="checkbox"/> 医薬品販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 薬局開設者（注3）	
14 医療用薬品	<input type="checkbox"/> 医薬品販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 薬局開設者（注3）		
	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業（注3）			
35 肥料・飼料・農薬	<input type="checkbox"/> 肥料販売業	<input type="checkbox"/> 農薬販売業		
38 工業用薬品 （注1）（注2）	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 高圧ガス販売事業		
	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業			
賃貸	13 医療機器（注2）	<input type="checkbox"/> 医療機器貸与業（注3）	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等貸与業（注3）	
買受け	50 -	<input type="checkbox"/> 古物商営業		
催物、 映画、 広告、 その他 業務	81	1 旅行代理業務	<input type="checkbox"/> 旅行業	
		5 給食業務	<input type="checkbox"/> 飲食店営業	
		6 洗濯業務	<input type="checkbox"/> クリーニング業	
		14 人材派遣業務	<input type="checkbox"/> 労働者派遣事業許可	
		15 旅客運送業務	<input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送業	<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送業
			<input type="checkbox"/> 特定旅客自動車運送業	
		17 貨物運送業務	<input type="checkbox"/> 一般（特定）貨物自動車運送業	
		18 健康診断業務	<input type="checkbox"/> 病院開設許可	<input type="checkbox"/> 診療所開設届
21 保険業務	<input type="checkbox"/> 損害保険業	<input type="checkbox"/> 自動車共済事業		
25 職業紹介業務	<input type="checkbox"/> 有料職業紹介業許可			
建築物管 理	90 2 人間警備	<input type="checkbox"/> 警備業【埼玉県公安委員会の認定】		
		<input type="checkbox"/> 警備業【埼玉県以外の公安委員会の認定】と埼玉県公安委員会への営業所設置等届出		
	3 機械警備	<input type="checkbox"/> 警備業と埼玉県公安委員会への機械警備業届出		
	92 9 浄化槽保守点検	<input type="checkbox"/> 浄化槽保守点検業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの登録】		
		10 浄化槽清掃	<input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）	
	93 一般廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）		
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）				
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業				
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの許可】				
産業廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業（注4）	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業（注4）		
官公需適格組合		<input type="checkbox"/> 官公需適格組合証明書		

注1 販売数量によって、届出が不要場合があります。注2 品目によって、許可・届出が不要場合があります。

注3 許可書上の住所（所在地）と契約者の住所が一致していることが必要です。注4 1つの許可が2つの許可を兼ねることがあります。

建築物管理 （営業に許可等は不要ですが、証明書を有 することを登録する場合、チェックし、許 可書等の写しを提出ください。）	<input type="checkbox"/> 環境衛生総合管理業	
	<input type="checkbox"/> 飲料水貯水槽清掃業	<input type="checkbox"/> 飲料水水質検査業
	<input type="checkbox"/> ねずみこん虫等防除業	<input type="checkbox"/> 空気環境測定業
	<input type="checkbox"/> 計量証明事業	<input type="checkbox"/> 作業環境測定機関
	<input type="checkbox"/> 清掃業	<input type="checkbox"/> 医療関連サービスマーク